

# 助成事業に関する規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）における助成事業についての必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 助成事業とは、当協会が事業年度ごとに事業計画に基づき実施する事業を指すものとする。

## (種類及び事業内容)

第 3 条 助成事業の対象となる種類及び内容（交付額、予算額、処分の禁止）は、別表 1 のとおりとする。

## (対象者)

第 4 条 前条の対象者は、当協会の定款第 5 条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会员（以下「会員」という。）とする。ただし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

## (助成請求期間)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するものでなければならない。請求は、別途定める場合を除き、原則として 2 月末日までに提出するものとする。

また、期間内であっても、予算に達した場合は、原則として助成しないものとする。

## (交付請求)

第 6 条 会員は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の様式 1 により助成金を会長に請求するものとする。

## (交付決定)

第 7 条 当協会は、前条により助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の提出があったときは、速やかに審査し、適正と認められたときは、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。交付決定を行った場合は、次に開催される理事会において報告するものとする。

## (交付決定通知書)

第 8 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに対象会員に助成金を交付するものとする。

## (助成金の返戻)

第 9 条 交付対象となった会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当協会は会員に対し期限を定め、その返還を求めることができる。

(1) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に助成対象となったものの処分を行ったとき

(2) 有責事故または火災等により助成対象となったものが使用できなくなったとき

(3) 助成金交付請求書（助成事業実施報告書）に不正が判明したとき

(4) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に当協会を退会したとき

(助成事業実施後の報告)

第10条 当協会は、本制度を利用した会員に対して、成果報告を求めることができるものとする。

(細則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

- 附則
1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
  2. この改正規程は、平成27年3月24日から適用する。
  3. この改正規程は、令和元年5月24日から適用する。

## 令和6年度助成事業-目次-

助成金交付請求書（実施報告書）等申請様式（事業共通）・・・ P1

### 労働・安全対策事業

1. 安全装置等導入促進助成金・・・ P5
2. ドライブレコーダ機器導入促進助成金・・・ P9
3. アルコール検知器増強導入促進助成金・・・ P12
4. 適性診断機器導入助成金・・・ P14
5. 飛散防止シート等導入助成金・・・ P16
6. 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金・・・ P18  
（安全運転研修等）（初任運転者等研修）（高齢運転者等研修）（事故・違反運転者研修）
7. 運転免許取得・受験資格特例教習受講助成金・・・ 別途、要綱参照
8. 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金（SAS）・・・ P44
- 9-1. 健康診断助成金（定期健康診断）・・・ P52
- 9-2. 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金（脳及び心臓ドック等） P54
10. 血圧計導入促進助成金・・・ 別途、要綱参照
11. 適性診断受診助成金・・・ P56
12. 運転経歴証明書申請助成金・・・ P57
13. 運行管理者等一般講習受診助成金・・・ P57
14. 自動点呼機器導入促進助成金交付要綱・・・ 別途、要綱参照
15. 「働きやすい職場認証制度」認証取得助成金・・・ 別途、要綱参照

### 環境・エネルギー対策事業

16. 環境対応車導入促進助成金  
（天然ガス車・ハイブリッド自動車・電気トラック・燃料電池トラック）・・・ P58
17. EMS用機器（デジタコ）導入促進助成金・・・ P68
18. アイドリングストップ支援機器導入助成金・・・ P70
19. エコタイヤ導入促進助成金・・・ P73
20. グリーン経営認証制度促進助成金・・・ P75

### 経営・近代化促進事業

21. 自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金・・・ P77
22. 中小企業大学校講座受講促進助成金・・・ P79
23. 信用保証料助成金・・・ 別途、要綱参照



令和 年 月 日

# 助成金交付請求書

## (助成事業実施報告書)

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

〈申請者〉

住 所

名 称

氏 名

印

電話番号

担当者 ( )

F A X 番号

メールアドレス

助成事業に関する規程に基づき、助成金を下記のとおり申請します。

記

<b>助成金請求額</b>	<b>円</b>
---------------	----------

- ※記載例：「安全装置等導入促進助成金」等助成事業名を記入ください。
1. 助成事業名 ( )
  2. 整理番号 ・ 別紙内訳書の通り
  3. 報告内訳 ・ 別紙内訳書の通り
  4. 振込先口座 ・ (銀行名) \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫 (支店名) \_\_\_\_\_ 支店  
 ・ (預 金) 普通 ・ 当座 ・ (口座番号) \_\_\_\_\_  
 ・ (口座名義) \_\_\_\_\_

5. 添付書類 以下に掲げるものを添付ください。(申請内容によっては、不要なものもあります。)

- ① 助成金申請内訳書
- ② 社会保険等加入に係る誓約書
- ③ 国の補助金交付申請に係る誓約書 (必要機器のみ)
- ④ 請求書 (写) ……装着装置の型式・取得価格、審査・登録料金等の明細がわかるもの
- ⑤ 領収証 (写) ※ (リースの場合、リース契約書(写))
- ⑥ ナスバネット利用契約書 (写)
- ⑦ Gマーク認定証 (写)
- ⑧ 研修修了証 (写)
- ⑨ グリーン経営認証登録証 (写)
- ⑩ その他必要と思われるもの (自動車検査証記録事項 (写)・装着 (取付) 証明書等他)

受付日
受付NO

鹿ト協発第 号  
令和 年 月 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会  
会 長 鳥 部 敏 雄

## 交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（ ）は、  
下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

## 誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第 4 条又は第 9 条に該当する事実が判明した場合、助成金を返還いたします。

**安全装置等・ドライブレコーダ機器・EMS用機器・アイドリングストップ支援機器の導入にかかる申請の場合、下記の誓約書についてもご提出ください。**

参考書式 1

## 誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、誓約いたします。

記

## 1. 機 器 名

メーカー名：

名 称：

型 式：

## 2. 導入台数 台

## 3. 装着車両（明細）\*車両番号記載

## 4. 導入（予定）年月 令和 年 月

令和 年 月 日

申請（装着）会員事業者名

様

## 機 器 取 付（装着）証 明 書

下記のとおり機器の装着(取付)したことを証明します。

装着車両の 登 録 番 号	機器名称・型式等			装 着 日	備 考 (機器単価等)
	メーカー名	機 器 名	型 式 等		
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	

(機器納入取付業者名)

住 所 名 称 代表者名	印
--------------------	---

# 別表1

助成事業名称	1 安全装置等導入促進助成金
対象機器等	<p>助成対象装置は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着・導入した(中古品・レンタル品を除く。)次に掲げる装置とする。</p>
	<p>(1)-1 後方視野確認支援装置とは、全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧(以下「装置一覧」という。)で示すものとする。</p>
	<p>(1)-2 後方視野確認支援装置とは、(1)-1の装置以外のものとする。</p>
	<p>(2)-1 側方視野確認支援装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p>
	<p>(2)-2 側方視野確認支援装置とは、(2)-1の装置以外のものとする。</p> <p>ただし、2-(1)、2-(2)については、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。</p>
	<p>(3) 側方衝突監視警報装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p> <p>車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側方の安全確保を目的として装着した装置を助成対象とする。ただし、トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものを助成対象とする。</p>
	<p>(4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p>
	<p>(5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器とは、全ト協が示す装置一覧のものとする。</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り、助成対象とする。</p>
	<p>(6)大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)とは、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものとし、型式の特定は行わない。</p> <p>ただし、車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理(配置)する会員事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。</p>
	<p>・(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)、(4)及び(5)の装置の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。</p>
	<p>・(1)-2、(2)-2の機器については、概ね全ト協が定める装置一覧の基準を満たすものとする。</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)-1、(2)-1、(4)及び(5)の装置については、車両1台につき対象装置ごとに機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、20,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>なお、(1)-1後方視野確認支援装置及び(2)-1側方視野確認支援装置の一体型の対象装置を新たに装着した場合については、車両1台につき機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、40,000円を上限に助成する。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>また、(1)-1及び(2)-1の取り扱いについては、下記のとおりとする。</p>

### 1 後方視野確認支援装置の取り扱い

- ① 後方視野確認支援装置は、新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ② 側方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。この場合、後方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ③ 既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換えた場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。

### 2 側方視野確認支援装置の取り扱い

- ① 側方視野確認支援装置は、新たに側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ② 後方視野確認支援装置が既に取り付けられている車両に、側方視野確認のためのカメラを新たに導入した場合には、その取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。この場合、側方視野確認のためのモニターを同時に導入した場合であってもその取得価格総額の2分の1(上限2万円)を助成する。
- ③ 既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換えた場合、または、モニターかカメラのいずれかを買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。

### 3 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に導入した場合の取り扱い

- ① 後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)及び側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)を新たに同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。この場合、当該二つの支援装置を1台のモニターで兼用する支援装置でも当該支援装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。
- ② 既に導入されていた当該装置に対する本助成事業の適用の有無に関わらず、故障等により代替として後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置を同時に買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格総額の2分の1(上限4万円)を助成する。また、モニター及びカメラのいずれかを買い換えた場合、買い換えた装置の取得価格の2分の1(上限2万円)を助成する。  
(1)-1、(2)-1、(4)及び(5)の対象装置の1会員あたりの助成台数については、合わせて10台を上限とする。

	<p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり30台を上限とする。</p> <p>上記(1)-2、(2)-2の装置に対しては、1台あたり機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、2,000円を上限とする。(千円未満切り捨て)</p> <p>ただし、G事業者においては、3,000円を上限とする。</p> <p>1会員あたりの助成台数については、(1)-2、(2)-2の対象装置合わせて10台を上限とする。</p> <hr/> <p>上記(3)の装置に対しては、1台あたり取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、100,000円を上限とする。(千円未満切り捨て)</p> <p>1会員あたりの助成台数については、2台を上限とする。ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり5台を上限とする。</p> <hr/> <p>(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)、(4)及び(5)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。</li> <li>・国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。</li> </ul> <p>(参考書式1:誓約書を添付すること)</p> <hr/> <p>上記(6)のトルク・レンチについては、1事業所あたり1台とし、取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、30,000円を上限とする。(小数点以下切り捨て)</p> <p>事業所とは、運輸局長又は運輸支局長より認可を受け、車両総重量8トン以上の事業用自動車を配置している鹿児島県内の営業所をいう。</p>
<p>予算額</p>	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
<p>処分の禁止等</p>	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 後方視野確認支援装置 1年</li> <li>(2) 側方視野確認支援装置 1年</li> <li>(3) 側方衝突監視警報装置 1年</li> <li>(4) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 1年</li> <li>(5) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年</li> <li>(6) 大型車用トルク・レンチ 1年</li> </ul>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格には、機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとする。</li> <li>・なお、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。</li> <li>・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。</li> <li>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</li> </ul> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

## 安全装置等導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	Gマーク 認定証番号 <sup>*1</sup>	車両区分 <sup>*2</sup>	区 分 <sup>*3</sup>	装着・導入装置		台数 (本数)	助成 請求額	装着(導入) 年月
					メーカー名	型 式			
1				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
2				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
3				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
4				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
5				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
6				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
7				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
8				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
9				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
10				後方視野・側方視野 側方衝突監視 インター・IT トルクレンチ		(型 式)			令和 年 月
<b>合 計</b>									

- \*1: IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。
- \*2: 側方視野＝側方視野確認支援装置(装着した車両区分を記入してください。)[「中型」の場合は、車両総重量が7.5トン以上が対象となります。]
- \*3: 側方衝突監視＝側方衝突監視警報装置(装着した車両区分を記入してください。)[「中型」の場合は、車両総重量が7.5トン以上、トラクタ・トレーラに装着の場合、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上が対象となります。]
- \*4: 後方視野＝後方視野確認支援装置、側方視野＝側方視野確認支援装置、側方衝突監視＝側方衝突監視警報装置  
 インター＝呼気吹込み式アルコールインターロック、IT＝IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器  
 ・トルク・レンチ＝「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)  
 車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理(配置)する事業所が導入した場合に限り、助成対象となります。

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

機器取付(装着)車両番号

11	鹿児島
12	鹿児島
13	鹿児島
14	鹿児島
15	鹿児島
16	鹿児島
17	鹿児島
18	鹿児島
19	鹿児島
20	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

※機器取付(装着)車両番号欄が不足する場合は、コピーしてご記入ください。

助成事業名称	<b>2 ドライブレコーダ機器導入促進助成金</b>
対象機器等	<p>助成対象機器は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く。)次に掲げる機器とする。</p> <p>(1) 全日本トラック協会(以下「全ト協」という。) 「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」で分類され、かつ、一定要件を満足する機器で映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器で、全ト協がドライブレコーダ機器等一覧で示すものとする。</p> <p>① 運行管理連携型      ② 標準型      ③ 簡易型</p> <p>(2) 上記の(1)以外に、映像や走行データを記録する一定の要件を有するドライブレコーダ車載器とする。</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)①運行管理連携型の機器に対しては、1台あたり取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、5,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、10,000円を上限とする。</p> <p>上記(1)②標準型、③簡易型及び(2)の機器に対しては、1台あたり取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、3,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>ただし、G事業者においては、5,000円を上限とする。</p> <p>1会員あたりの助成台数については、登録台数(被けん引車を除く。)の30%(小数点以下切り上げ)を上限とし、30台以下については、10台を上限とする。</p> <hr/> <p>(1)①、②、③及び(2)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。</li> <li>・国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。</li> </ul> <p>(参考書式1;誓約書を添付すること)</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<p><b>・登録台数は、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</b></p> <p>・助成対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。</p> <p>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

<p align="center"><b>「ドライブレコーダ機器等の分類」について</b>                      (全ト協「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」抜粋)</p>	
<p align="center">事故防止、安全運行等に資するドライブレコーダの普及を図るため、一般的に使用されているドライブレコーダを貨物運送事業者の使用目的に応じて、以下に分類する。</p>	
<p><b>運行管理連携型</b></p>	<p>急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ。</p>
<p><b>標準型</b></p>	<p>急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。</p>
<p><b>簡易型</b></p>	<p>急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。</p>

## ドライブレコーダ機器等導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	導入機器		台数 (台)	助成請求額	装着年月
		分類*	メーカー名			
1		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
2		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
3		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
4		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
5		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
6		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
7		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
8		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
9		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
10		運管	標準			令和    年    月
		簡易	以外			
<b>合 計</b>						

\*: 運管＝運行管理連携型、標準＝標準型、簡易＝簡易型、以外＝運管・標準・簡易型以外

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

機器取付(装着)車両番号

11	鹿児島
12	鹿児島
13	鹿児島
14	鹿児島
15	鹿児島
16	鹿児島
17	鹿児島
18	鹿児島
19	鹿児島
20	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

※機器取付(装着)車両番号欄が不足する場合は、コピーしてご記入ください。

助成事業名称	<b>3 アルコール検知器増強導入促進助成金</b>
対象機器等	<p>会員がすでに導入済みのアルコール検知器より感知の精度など品質の高い機器とし、新たに導入、買換えや追加購入したものを対象とする。</p> <p>ただし、管理・記録に必要なパソコンや携帯電話等の導入費用等、装置導入に伴う継続費用(機器センサー及び部品交換、マウスピース等の消耗品費用、ソフトウェア、通信・通話料、保守料等)は助成対象外とする。</p>
交付額及び条件	<p>機器の取得価格(消費税を除く。)又はリース費用の2分の1とし、1会員あたり15,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり30,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>・鹿児島県内の認可営業所に設置した機器を対象とする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<p>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

## アルコール検知器増強導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	購入機器明細		台数 (台)	助成請求額	購入(リース)年月
		メーカー名	型 式			
1			(型 式)			令和    年    月
2			(型 式)			令和    年    月
3			(型 式)			令和    年    月
<b>合 計</b>						

助成事業名称	<b>4 適性診断機器導入助成金</b>
対象機器等	(独法)自動車事故対策機構が普及促進を図るナスバネット(運転者適性診断システム)又は国土交通省が定めた一般診断の内容を行える運転適性診断機器とする。 (参考:下記機器一覧)
交付額及び条件	機器一式の取得価格(消費税を除く。)又はリース費用の2分1とし、1会員あたり30,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、60,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て) ・鹿児島県内の認可営業所で使用するために新たに導入した機器を対象とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備考	・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

参考

可搬型タイプ		
機器メーカー	機器型式	項目
竹井機器工業(株)	運転適性検査器 T. K. K. 7063	4項目
(株)日立ケーイーシステムズ	シュミレータ機能搭載可搬型 運転操作検査器 ACM300	4項目 +シュミレータ
	可搬型運転操作検査器 ACM200	4項目

## 適性診断機器導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	導入費用(税別)	導入機器名	台数 (台)	助成請求額	導入年月
1						令和    年    月
<b>合 計</b>						

助成事業名称	<b>5 飛散防止シート等導入助成金</b>
対象機器等	走行中の貨物自動車の積荷の落下、飛散を防止するため、新たに購入、取付・交換した飛散防止シート等とする。
交付額及び条件	<p>対象機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1とし、1会員あたり10,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり20,000円を上限とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーシート、合材運搬シート等は除くものとする。</li> <li>・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。</li> </ul>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</li> </ul> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

## 飛散防止シート等導入内訳書

整理番号	支店 営業所名	取得費用(税別)	枚数 (枚)	助成請求額	取得年月
1					令和          年          月
2					令和          年          月
<b>合 計</b>					

### 機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	<b>6-1 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(安全運転研修等)</b>
対象研修等	安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、別表の助成対象研修施設で実施される全日本トラック及び当協会が指定した研修とする。
交付額及び条件	<p>① 別表の(1)～(20)については、各研修受講料(所定の宿泊代、食事代等を含む。)の助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、受講料の7割を助成する。</p> <p>ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、受講料の全額を助成する。</p> <hr/> <p>② 別表の(21)については、研修受講料(55,440円)【所定の宿泊代、食事代等を含む。】の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、30,000円を助成する。</p> <p>ただし、G事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、40,000円を助成する。</p> <hr/> <p>③ 別表の(22)については、研修受講料(44,000円)【所定の宿泊代、食事代等を含む。】の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、25,000円を助成する。</p> <p>ただし、G事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、30,000円を助成する。</p> <hr/> <p>④ 別表の(23)・(24)の半日研修については、研修受講料(16,500円)【所定の食事代等を含む。】の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、11,000円を助成する。</p> <p>ただし、G事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、受講料の全額を助成する。</p> <p>・(1)～(24)について、1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。</p> <p>・1人あたり年度に受講できる研修はいずれか1研修とする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。</p> <p>(1)研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。</p> <p>(2)特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。</p> <p>(3)所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。</p> <p>(4)研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき。</p>
備考	<p>【受講申込申請手続き及び報告等について】</p> <p>※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。</p> <p>会員は、受講しようとする別表の研修施設(1)～(20)に予約[※(21)～(24)の当協会指定研修除く。]をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。</p>

受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。

会員は、助成金の交付を受けようとするときは、訓練実施後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。

会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。

・G事業所については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。

ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

※認定取消日以前に申込があった場合については、認定事業者として取り扱う。

(別表)

全日本トラック協会(助成対象研修施設)

特定研修施設	(1) 中部トラック総合研修センター	(2) 埼玉県トラック総合教育センター
指定研修施設	(3) ドライビングアカデミー北海道	(4) ドライビングアカデミー弘前
	(5) ドライビングアカデミー宮城	(6) ドライビングアカデミー南湖
	(7) 安全運転中央研修所	(8) ドライビングアカデミー茨城
	(9) ドライビングアカデミー栃木	(10) ドライビングアカデミーぐんま
	(11) ドライビングアカデミー千葉	(12) ドライビングアカデミー小田原
	(13) 新潟自動車学校	(14) ドライビングアカデミー大原
	(15) クレフィール湖東交通安全研修所	(16) ドライビングアカデミーABOSHI
	(17) ドライビングアカデミーテクノ	(18) ドライビングアカデミーONGA
	(19) ドライビングアカデミー佐賀	(20) ドライビングアカデミーMIYUKI

鹿児島県トラック協会(助成対象研修施設)

指定研修施設	(21) ドライビングアカデミーONGA (2日間研修)	(22) ドライビングアカデミーMIYUKI 【けいゆう自動車学校】(2日間研修)
	(23) マジオドライバーズスクール鹿児島校	(24) 空港自動車学校(県協指定・半日研修)

助成事業名称	<b>6-2 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(初任運転者等研修)</b>
対象研修等	<p>安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的とした初任運転者等の安全教育研修であって、下記の助成対象研修施設で実施される当協会が指定した研修とする。</p> <p>(1) マジオドライバーズスクール鹿児島校(2日間)</p> <p>(2) ディ・クリエイト(オンライン3日間)</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)の研修受講料(11,000円)の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、5,000円を助成する。</p> <p>ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、7,000円を助成する。</p> <hr/> <p>上記(2)の研修受講料(6,600円)については、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、全額を助成する。</p> <hr/> <p>・助成交付請求人数については、(1)及び(2)を合算し、1会員あたり10名までとする。 ※対象研修(2)を除く。</p> <p>・1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。</p> <p>・年度で受講できる研修は、1人あたり1回とする。</p> <p>・1研修あたり原則5名以上の受講者で実施することとする。ただし、対象研修(2)を除く。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。</p> <p>(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき ※対象研修(2)を除く。</p> <p>(2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき</p> <p>(3) 所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき ※対象研修(2)を除く。</p> <p>(4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき ※対象研修(2)を除く。</p>
備考	<p>【(1)の受講申込申請手続き及び報告等について】</p> <p>※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。</p> <p>会員は、事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。</p> <p>受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。</p> <p>会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。</p> <p>・G事業所については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p>

ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

※認定取消日以前に申込があった場合については、認定事業者として取り扱う。

【(2)の受講申込申請手続き等について】

会員は、所定の入力フォームに事業所名、受講者氏名、希望する日時等の必要事項を入力の上、各研修日の原則1週間前までに申込みを行うものとする。

なお、変更、キャンセルを行う場合は、直接研修実施機関へ連絡を行うこととし、無断キャンセルの場合、キャンセル料が発生した場合は、会員が負担するものとする。

受講料については、当協会から助成対象機関との契約により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。

助成事業名称	<b>6-3 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(高齢運転者等研修)</b>
対象研修等	<p>運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について指導すること等を目的とした高齢運転者(65才以上)等の安全教育研修であつて、下記の助成対象研修施設で実施される当協会が指定した研修とする。</p> <p>(1) マジオドライバーズスクール鹿児島校</p>
交付額及び条件	<p>研修受講料(11,000円)の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する高齢運転者(65才以上)等が受講した場合、5,000円を助成する。</p> <p>ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、7,000円を助成する。</p> <hr/> <p>・適齢診断の受診済み又は研修受講日前までに受診を終えることができる者とする。</p> <p>・助成交付請求人数については、1会員あたり10名までとする。</p> <p>・1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。</p> <p>・年度で受講できる研修は、1人あたり1回とする。</p> <p>・1研修あたり原則3名以上の受講者で実施することとする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。</p> <p>(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。</p> <p>(2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。</p> <p>(3) 所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。</p> <p>(4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があつたとき。</p>
備考	<p><b>【受講申込申請手続き及び報告等について】</b></p> <p>※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。</p> <p>会員は、事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。なお、適性診断票(適齢診断)(写)については、原則受講日5日前までに提出するものとする。</p> <p>受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。</p> <p>会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。</p> <p>・G事業所については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p> <p>※認定取消日以前に申込があつた場合については、認定事業者として取り扱う。</p>

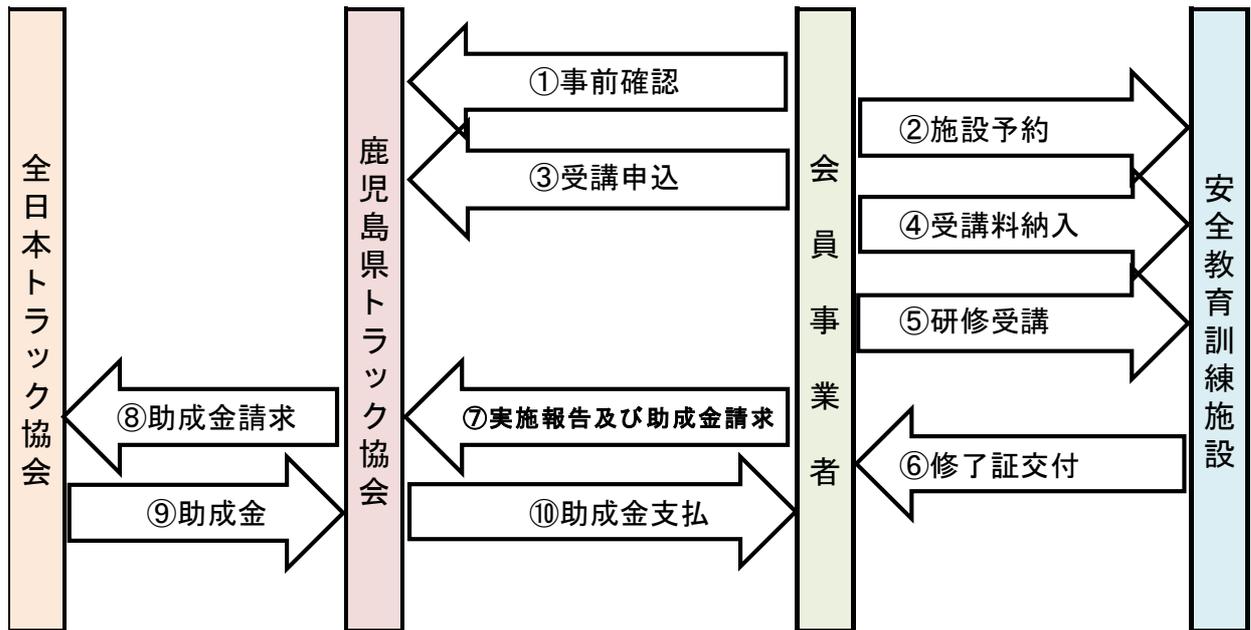
助成事業名称	<b>6-4 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(事故・違反運転者研修)</b>
対象研修等	<p>「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく安全及び事故防止に関する知識向上等を目的とした事故・違反運転者に対する安全教育研修であって、下記の助成対象研修施設で実施される当協会が指定した研修とする。</p> <p>(1) マジオドライバースクール鹿児島校</p>
交付額及び条件	<p>研修受講料(36,300円)の一部助成として、鹿児島県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、5,000円を助成する。</p> <p>ただし、Gマーク認定事業所(以下「G事業所」という。)に在籍する運転者等が受講した場合は、10,000円を助成する。</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成交付請求人数については、1会員あたり2名までとする。</li> <li>・1研修あたり1会員原則1名とし、交通費については、受講各社の負担とする。</li> <li>・運転者1人あたり年度に受講できる研修は、1回とする。</li> <li>・研修受講日程については、研修実施施設と調整し、確定後、当協会に報告して実施することとする。</li> </ul>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>申込みをした会員又はドライバー等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、申込みをした会員は、研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。</p> <p>(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき</p> <p>(2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき</p> <p>(3) 所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき</p> <p>(4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき</p>
備考	<p><b>【受講申込申請手続き及び報告等について】</b></p> <p>※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。</p> <p>会員は、事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等助成申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、受講を希望する原則15日前までに当協会へ申込みを行い、研修受講日程について研修実施施設と調整し、確定後、当協会へ報告を行い、研修を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。</p> <p>受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。</p> <p>会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則15日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。</p> <p>・G事業所については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p>

	ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。
--	--

※認定取消日以前に申込があった場合については、認定事業者として取り扱う。

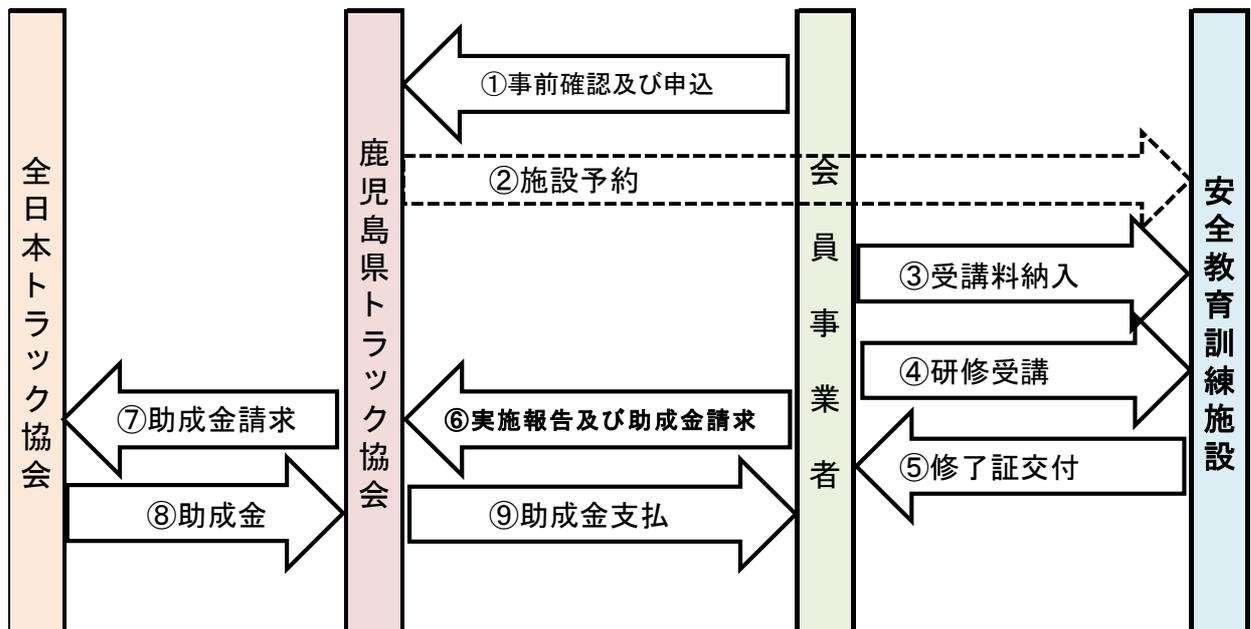
## 6-1 安全運転研修等(全ト協・特別研修)

研修の受講から助成までの流れ



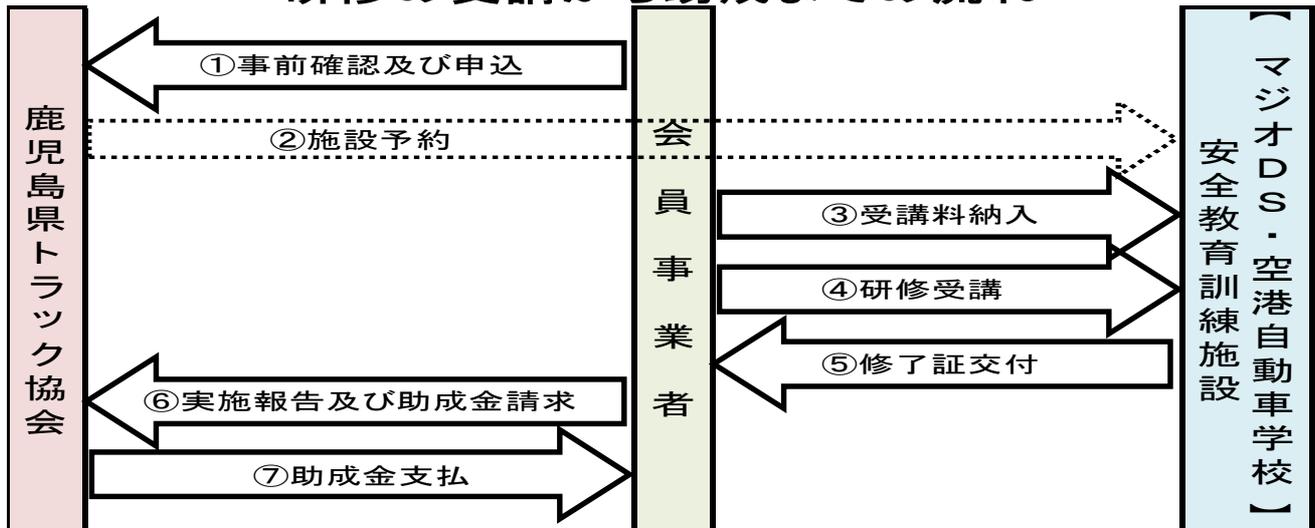
## 6-1 安全運転研修等(全ト協・【一般研修2日間】)

研修の受講から助成までの流れ



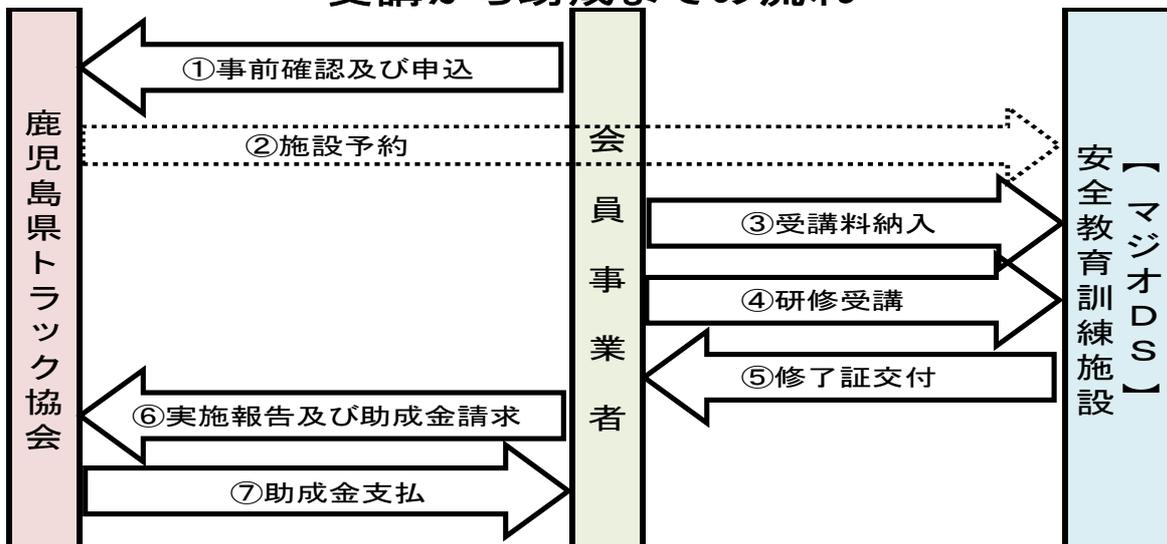
## 6-1 安全運転研修等(県ト協研修)

### 研修の受講から助成までの流れ



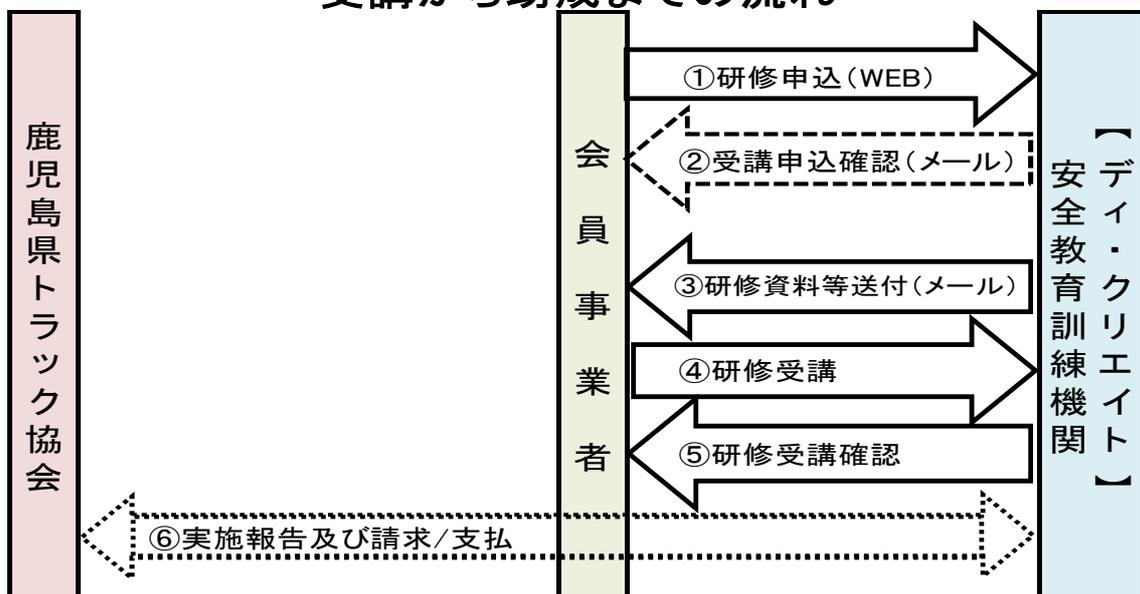
## 6-2 初任運転者等研修(県ト協研修)

### 受講から助成までの流れ



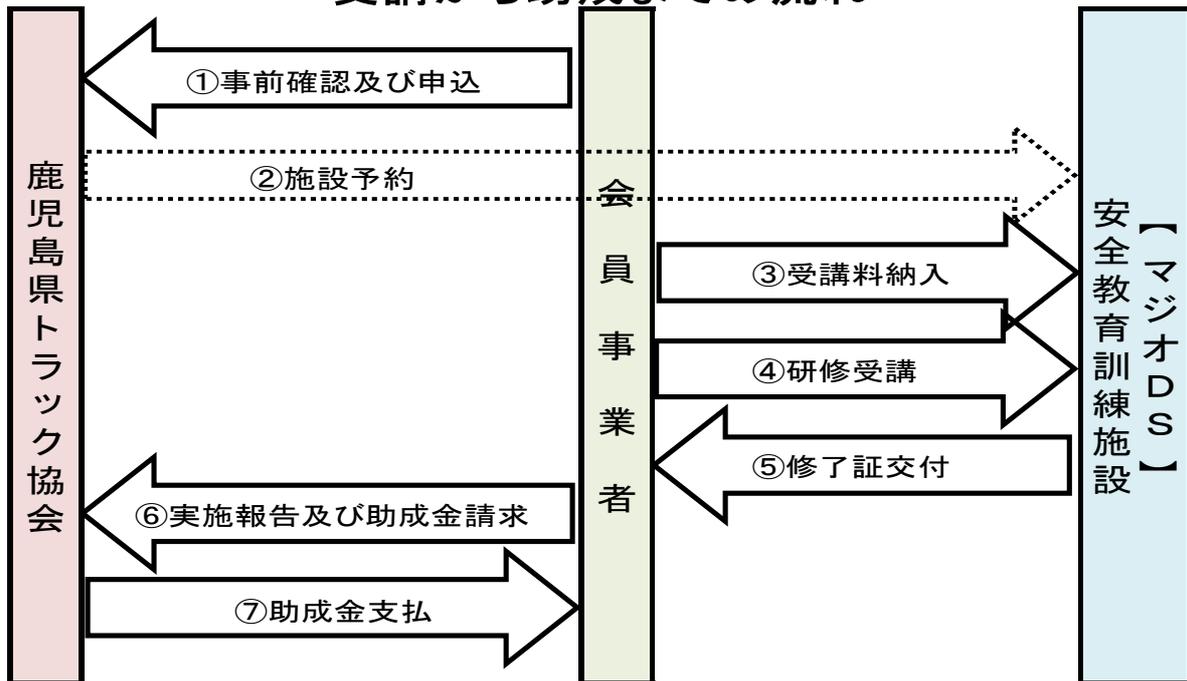
## 6-2 初任運転者等研修(オンライン)

### 受講から助成までの流れ



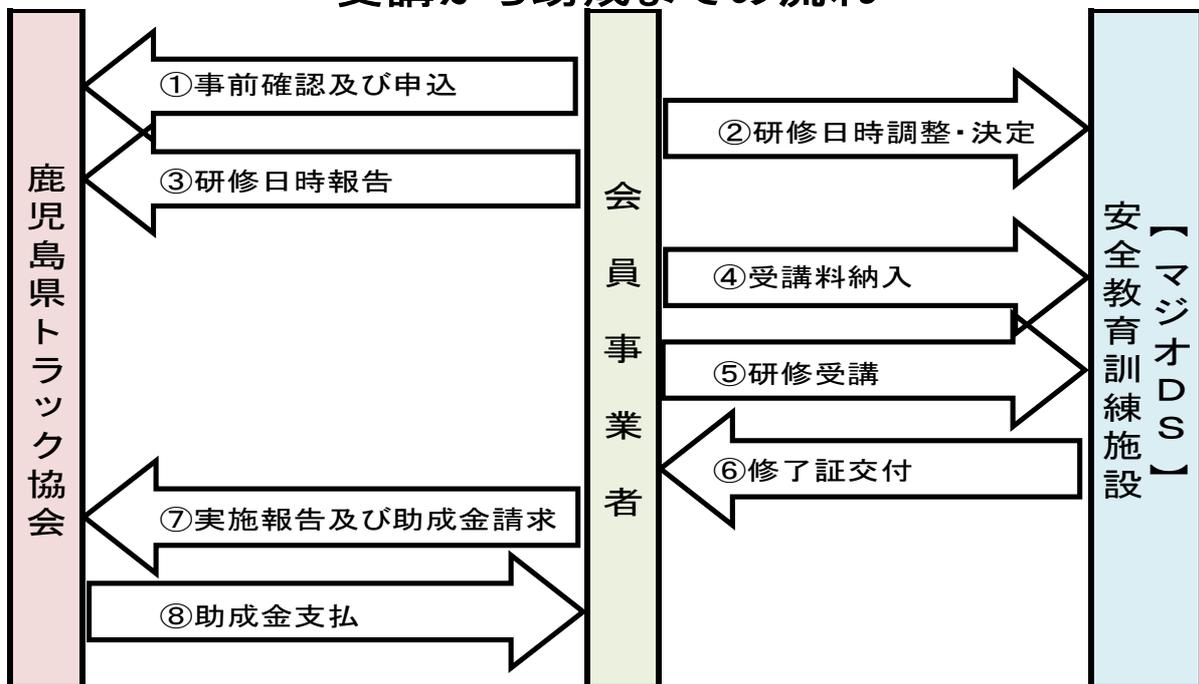
### 6-3 高齢運転者等研修(県ト協研修)

#### 受講から助成までの流れ



### 6-4 事故・違反者運転者等研修(県ト協研修)

#### 受講から助成までの流れ



## ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・特別研修一覧

全日本トラック協会ホームページまたは右記 QR コードでご確認ください。

○令和6年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について

[https://jta.or.jp/member/shien/2024anzen\\_kyouiku.html](https://jta.or.jp/member/shien/2024anzen_kyouiku.html)



○研修日程等

[https://jta.or.jp/pdf/yushi\\_jyosei/2024anzen\\_kyouiku/nittei.pdf](https://jta.or.jp/pdf/yushi_jyosei/2024anzen_kyouiku/nittei.pdf)



## ドライバー等安全教育訓練促進助成対象・一般研修(ONGA・2日間)

(税込価格)

研修区分	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料(円)
指定研修施設	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・貨物運転者研修	1023	【鹿児島県トラック協会】 5/11(土) - 12(日) 、 5/25(土) - 26(日) 、 6/8(土) - 9(日) 6/15(土) - 16(日) 、 7/6(土) - 7(日) 、 7/27(土) - 28(日) 9/7(土) - 8(日) 、 9/14(土) - 15(日) 、 10/19(土) - 20(日) 11/9(土) - 10(日) 、 1/11(土) - 12(日) 、 1/25(土) - 26(日)	55,440

●研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には研修料、宿泊代、食事代を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

●日程等については、変更する場合がありますので、受講するには必ず研修施設にお問い合わせ下さい。

## ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修・(MIYUKI・2日間)

(税込価格)

研修区分	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料(円)
指定研修施設	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修	1026	4/20(土) - 21(日) 、 5/25(土) - 26(日) 、 7/20(土) - 21(日) 9/28(土) - 29(日) 、 10/26(土) - 27(日) 、 1/25(土) - 26(日)	44,000

●研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には研修料、宿泊代、食事代を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

●日程等については、変更する場合がありますので、受講するには必ず研修施設にお問い合わせ下さい。

●研修の募集人員については、研修施設へお問い合わせ下さい。

## ドライバー等安全運転研修助成対象【安全】(県ト協)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
県ト協指定研修	マジオドライバーズスクール鹿児島校 (鹿児島市) 鹿児島市冷水町32-1  ・半日コース (平日・土曜) 10:00~15:00 (昼食休憩含む。) ・夜間コース (土曜) 17:00~21:00 (休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿マ1	5月14日(火)	16,500	16,500	11,000	6	*平日
			鹿マ2	5月22日(水)	16,500	16,500	11,000	6	*平日
			鹿マ3	6月8日(土)	16,500	16,500	11,000	6	*土曜
			鹿マ4	6月19日(水)	16,500	16,500	11,000	6	*平日
			鹿マ5	7月3日(水)	16,500	16,500	11,000	6	*平日
			鹿マ6	7月20日(土)	16,500	16,500	11,000	3	*土曜
			鹿マ7	9月11日(水)	16,500	16,500	11,000	6	*平日
			鹿マ8	9月25日(水)	16,500	16,500	11,000	6	*平日
			鹿マ9	10月12日(土)	16,500	16,500	11,000	6	*土曜/夜間
			鹿マ10	10月22日(火)	16,500	16,500	11,000	3	*平日
			鹿マ11	令和7年 1月22日(水)	16,500	16,500	11,000	3	*平日
空港自動車学校 (霧島市) 霧島市隼人町内2352-1  ・半日コース (平日・土曜) 9:00~14:00 (昼食休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿<1	5月25日(土)	16,500	16,500	11,000	3	*土曜	
		鹿<2	6月5日(水)	16,500	16,500	11,000	3	*平日	
		鹿<3	6月22日(土)	16,500	16,500	11,000	3	*土曜	
		鹿<4	9月25日(水)	16,500	16,500	11,000	3	*平日	
		鹿<5	10月19日(土)	16,500	16,500	11,000	3	*土曜	

## ドライバー等安全運転研修助成対象【初任】(県ト協)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
初任運転者等研修(県ト協)	マジオドライバーズスクール鹿児島校 (鹿児島市) 1日目:9:20~18:20 2日目:9:30~17:20 (昼食・休憩含む)  【※研修実施場所】 マジオワークライヤンス スクール鹿児島校 鹿児島市卸本町6-19	初任運転者研修 (2日間)	鹿マ初1	4月15日(月)~16日(火)	11,000	7,000	5,000	20	2日間
			鹿マ初2	11月11日(月)~12日(火)	11,000	7,000	5,000	20	2日間

※上記の研修については、1研修5名以上で実施します。

## 「初任運転者法定15時間オンライン研修」

研修区分	実施機関	研修種別	日 程	研修受講料
初任運転者等研修(県ト協)	※オンラインによる受講 Zoomを使用するため、カメラ、マイク搭載の機器が必要です。  ディ・クリエイト 1日目~3日目(共通) 9:30~16:00 (休憩時間) 昼休憩60分・その他30分	初任運転者研修 (3日間)	日程については、下記QRコードまたはURLをご確認の上、受講申込みをお願いします。  <a href="https://www.kta.jp/kta/seminar/shoninunten-online">https://www.kta.jp/kta/seminar/shoninunten-online</a>  	全額助成

## ドライバー等安全運転研修助成対象【高齢】（県ト協）

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
高齢運転者等研修（県ト協）	マジオドライバースクール鹿児島校 （鹿児島市） 鹿児島市冷水町32-1 9：30～13：10 （休憩含む）	高齢運転者研修	鹿マ高1	5月16日（木）	11,000	7,000	5,000	10	半日
			鹿マ高2	7月13日（土）	11,000	7,000	5,000	10	半日
			鹿マ高3	10月19日（土）	11,000	7,000	5,000	10	半日
			鹿マ高4	令和7年 1月15日（水）	11,000	7,000	5,000	10	半日

注：受講対象者：適齢診断を受診済みの65才以上の高齢運転者

※上記の研修については、1研修3名以上で実施します。

## ドライバー等安全運転研修助成対象【事故・違反】（県ト協）

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
事故・違反運転者研修（県ト協）	マジオドライバースクール鹿児島校 （鹿児島市） 鹿児島市冷水町32-1 9：30～16：30 （昼食休憩含む）	事故・違反運転者研修 （1日間）	マ事	実施については、 研修実施先と日程調整を行って決定 します。	36,300	10,000	5,000	1	

※上記の研修については、1研修1名で実施します。

◆事前に会社（管理者等）に事故状況等について、ヒアリングを実施します。

# 一般研修カリキュラム(ONGA・2日間)

## 貨物自動車習熟課程 2日コース

【1日目】

時間	一般的な指導監督・初任運転者に対する貨物運転者研修
11:00~	【講義】 プロドライバーとしての心構え（社会人としてのモラル・マナー） ※初任のみ
13:00~	【開講式】 オリエンテーション（個人カルテ作成）
13:30~	【講義】 荷役作業ガイドラインの解説（荷役災害の防止）
14:40~	【実技研修】 ○ 点呼 日常点検 （タイヤ脱落事故原因と対策・事故の責任） 注意喚起手法（指差呼称の活用）
15:40~	【実技】 ○ シートベルトの必要性（運転者としての責任） ○ 追突事故の検証（低速走行での衝撃体験） ○ 運転支援システム・被害軽減システム ○ 貨物自動車特有の事故検証と防止方法 ○ 対バイクとの事故検証（二輪車の特性と人間の能力） ○ 貨物自動車の車両旋回軌跡と危険箇所 ○ 偏荷重と制動時の影響・積載方法の理解
19:00~	★休憩（軽食）
19:20~	【実技研修】 ○ 夜間走行の危険性 運転者の能力と歩行者心理 ・視認性 ・蒸発現象 ・眩惑 ・夜間走行 ○ 注意喚起手法（指差呼称の活用）と緊急時の対応
21:00	1日目終了

【2日目】

時間	内容
9:00~	【講義】 ○ 社会における物流の使命と責任（トラック輸送の重要性） ○ 道路交通法改正の内容と目的・交通情勢（事故情勢含む） ○ 貨物自動車特有の事故について（事故事例と要因・事故防止策） ○ 運行経路情報の事前把握と適切な運行経路選択の必要性 ○ 生活習慣の改善と精神面の健康管理・医薬品使用上の注意及び飲酒運転防止
11:00~	【適性検査】 ○ 一般診断 ○ 初任診断 （産業カウンセラーによるカウンセリング）
12:00~	昼食
13:00~	【実技研修】 ○ ブレーキング（フルロックブレーキ） （運転姿勢の重要性・急ブレーキの難しさ・ブレーキの構えの必要性） ○ 定積積載と過積載・事故の要因と罰則 ○ 危険物運搬留意事項と日常チェックポイント ○ 自動車安全装置の利点と欠点 ○ 制能技術の理解と過信について
15:00	【閉講式】 ・エバリュエーション ・アンケート作成
15:00 ~ 16:00	【適性検査】 ○ 産業カウンセラーによるカウンセリング（初任適性診断を受診された方） 講話（初任適性診断を受診していない初任運転者の方） ※初任のみ

※ 天候・季節等により内容、時間、項目に変更あり

総合交通教育センター福岡  
ドライビングアカデミーONGA  
おんが自動車学校

# 一般研修プログラム(MIYUKI・2日間)

## 一般・初任ドライバー研修 2日コース

日	時 間	内 容		題目
1 日 目	11:00～	講 義	トラックを運転する場合の心構え ○プロドライバーとしての心構え（社会人としてのモラル・マナー） ※ 初任のみ	①
	12:00～	昼 食		
	13:00～	開 講 式	オリエンテーション（個人カルテ作成・自己紹介）	
	13:30～	適性検査	運転者の運転適性に応じた安全運転 ○OD式運転適性検査（企業向・管理者保管資料）	⑨
	14:40～	実技体験	貨物の正しい積載方法 ○偏荷重と制動・積載方法の理解 ○シートベルトの必要性（偏荷重と制動時の影響） 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ○追突事故の検証（低速走行での衝撃体験） ○被害軽減システム（SRS・衝撃吸収ステアリング・プリテンショナー等）	④
	15:40～	実技体験	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ○点呼、日常点検の目的と要領 （点検を怠ることにより起こる危険性と点検に対する意識） トラック（トレーラ）の構造上の特性	② ③
	16:40～	事前説明	トラックを運転する場合の心構え ○通常走行事前説明 省燃費研修	①
	17:10～	実技体験	トラックを運転する場合の心構え ○通常走行での走行 トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ○白走事故防止策・乗車前確認行動	① ②
	18:00～	休 憩（軽食）		
	18:20～	事前説明	エコドライブ走行事前説明等（省燃費運転とは）	①
	18:40～	実技体験	トラックを運転する場合の心構え ○エコドライブでの走行 トラックの構造上の特性 ○貨物車（トレーラ）右左折の危険性等	① ③
	19:30～	実技体験	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ○夜間走行の危険性 視界、視覚の盲点 ○夜間検証・視認性、蒸発現象、眩惑、夜間走行 ○注意喚起手法（指差呼称の活用）と緊急時の対応	⑧
21:00	終 了			

日	時 間	内 容		題目
2 日 目	8:30～	講 義	運転者の運転適性に応じた安全運転 ○運転者適性診断の必要性 ○適性診断結果の活用 ※ 初任のみ	⑨
	9:30～	講 義	トラックを運転する場合の心構え ○トラック運転者の使命と役割 ○交通事故統計からの事故防止 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 ○運行経路情報の事前把握と適切な運行経路選択の必要性 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 健康管理の重要性 ○生活習慣の改善と精神面の健康管理 ○医薬品使用上の注意及び飲酒運転防止 ○現状の問題点はないか プレーストリーミング ○プロドライバーとして事故防止に常に配慮すべき事項とは	① ⑦ ⑩ ⑪
	12:00～	昼 食		
	13:00～	講 義	トラックを運転する場合の心構え ○エコドライブの効果（走行データ 結果の比較）	①
	14:00～	実技体験	荷物（危険物）を運搬する場合に留意すべき事 ○タンクローリーの特性と注意事項等 過積載の危険性 ○定量積載と過積載・事故の要因と別則 貨物の正しい積載方法 ○ブレーキング（フルロックブレーキ） 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ○安全装置の理解と効果（EBS・VSC・ABS・TRC等の効果）	⑥ ⑤ ④ ⑫
	16:20～	開 講 式	エバリュエーション・アンケート作成	
	16:30	終 了		

※題目の数字は、別紙、国土交通省の定める指導及び監督の指針の「題目」を示す。

**県ト協指定【安全研修】**  
**(マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：半日間)**

時間	実施項目	場所	時間
10:00 ～ 10:10	◎開講 ・研修実施要領説明 ・諸注意案内 ※アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無の確認をします。	教室	10分
10:10 ～ 10:30	◎交差点の右左折方法 ・道路交通法上の正しい右左折方法の理解 ・右左折時の注意点と具体的対策(グループワーク)	教室	20分
10:30 ～ 11:00	◎危険予測 ・人の行動心理を理解した防衛運転 ・道路環境に潜む危険(危険予測ディスカッション)	教室	30分
11:00 ～ 12:10	◎講話 ・貨物車による事故事例(飲酒運転)及び統計(脱輪事故)からみる防止策 ・感情コントロール 事故、違反の要因としてその時の感情が大きく左右します。自分の感情をコントロールするためにまずは原因が何なのか探します。 ・飲酒に関する知識と対策及び飲酒に関する知識と対策	教室	70分
12:10 ～ 12:50	◎昼食 昼食準備あり		40分
12:50 ～ 13:40	◎実技 ・日常点検 日々の点検箇所の確認(タイヤ周り)を行います。 ・基本の再確認 右左折方法など 基本走行の確認を行い同乗者同士でお互いの行動から改善点を見つけ自身の運転に活かします	所内コース	50分
13:40 ～ 14:20	◎実技 ・後退時の事故の特徴を話し合い、安全運転行動に取り組む ・死角の確認や車の誘導など基本的走行を見直す	所内コース	40分
14:20 ～ 14:50	◎運転技能診断結果及びディスカッション ・自身の運転特性を理解するとともに、より安全運転するための意識改革を目的とします。	教室	30分
14:50 ～ 15:00	◎閉講 ・アンケート記入 ・講評	教室	10分

4.5時間

※運転免許証を忘れた方は本研修を受講できませんので、必ず持参してください。

※開始時間に遅れた場合は本研修を受講できません。

※適宜休憩をとります。

**県ト協指定【安全研修】**  
**(マジオドライビングスクール鹿兒島校・研修プログラム：夜間半日間)**

時間	実施項目	場所	時間
17:00 ～ 17:10	◎開講 ・研修実施要領説明 ・諸注意案内 ※アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無の確認をします。 ※運転免許証の携帯を確認します。	教室	10分
17:10 ～ 18:20	◎講話 ・貨物車による事故事例(飲酒運転)及び統計(脱輪事故)からみる防止策 ・感情コントロール 事故、違反の要因としてその時の感情が大きく左右します。自分の感情をコントロールするためにまずは原因が何なのか探ります。 ・飲酒に関する知識と対策	教室	70分
18:20 ～ 19:10	◎実技 ・日常点検 日々の点検箇所の確認(タイヤ周り)を行います。 ・基本の再確認 右左折方法など 基本走行の確認を行い同乗者同士でお互いの行動から自身の運転に改善の必要がないかを振り返ります。	所内コース	50分
19:10 ～ 20:00	◎実技 ・後退時の事故の特徴を話し合い、安全運轉行動に取り組む ・死角の確認や車の誘導など基本的走行を見直す	所内コース	50分
20:00 ～ 20:40	◎夜間訓練 ・昼夜間の見え方の違いを体験することによりどのような危険が考えられるかを理解します。 ・居眠り運轉の危険性と対策	所内コース 及び 教室	40分
20:40 ～ 21:00	◎閉講 ・アンケート記入 ・事故被害者の声 ・講評	教室	20分

4時間

※適宜休憩をとります。

※運転免許証を忘れた方は本研修を受講できませんので、必ず持参してください。

※開始時間に遅れた場合は本研修を受講できません。

※夜間訓練も実施します。万が一の寒さなどへの対策もお願い致します。

**県ト協指定【安全研修】**  
**(空港自動車学校・研修プログラム：半日間)**

時間	実施内容
9:00～9:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開講</li> <li>研修説明等</li> </ul>
9:10～10:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OD 式安全性テスト</li> <li>安全運転に関する適性を総合的に診断します。</li> </ul>
10:10～11:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路上走行</li> <li>トラックにドライブレコーダーを搭載し走行します。(同乗指導含む)</li> </ul>
11:10～12:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスカッション</li> <li>走行の振り返りとしてドライブレコーダーの映像を確認しながら個癖の修正を図ります。</li> </ul>
12:10～12:40	昼食 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">昼食準備あり</span>
12:40～13:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーススタディ</li> <li>交差点事故防止を目的に、車両ごとの見え方の違い(目測と実測の誤差)について体験します。</li> </ul>
13:00～13:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座学</li> <li>特徴的な交通事故事例や交通情勢をもとにプロドライバーとしての安全意識の向上を図ります。</li> <li>(R4 度は車両脱落事故防止と飲酒運転防止を内容に含みます)</li> </ul>
13:50～14:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉講</li> <li>アンケート記入等</li> </ul>

実施項目	実施場所
・OD 式安全性テスト、ディスカッション、座学	教室
・路上走行	路上コース
・ケーススタディ	所内コース

◎ 運転実習は全てトラックを使用します。

**県ト協指定【初任運転者研修】**  
**(マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：2日間)**

**1日目(合計8時間)**

時 間	項 目	所要時間	備 考
9:20～ 9:30	オリエンテーション	10分	
9:30～10:30	① トラックを運転する場合の心構え 1. トラック輸送の社会的重要性 2. トラック事故の社会的影響 3. 交通事故統計を用いた教育 4. 安全運行の心構え	60分	座学
10:30～11:30	⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 1. 危険物の性状 2. 危険物輸送の基本事項 3. タンクローリー運行上の注意事項	60分	座学
11:30～12:30	⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握 2. 許可運送における経路選択	60分	座学
12:30～13:20	昼 食 昼食は各自ご持参ください。	50分	
13:20～15:20	② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 1. トラック運行に係る法令 2. 義務を果たさない場合の影響の把握	120分	座学 実技
15:20～17:20	③ トラックの構造上の特性 1. トラックの特性に合わせた運転 2. トレーラーの特性に合わせた運転 3. 貨物の特性を理解した運転	120分	座学 実技
17:20～18:20	⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 1. 危険予測運転の必要性 2. 危険予測のポイント 3. 危険予知訓練 4. 指差呼称及び安全呼称 5. 緊急時における適切な対応	60分	座学

※1 研修時は適宜休憩をはさみます。

※2 項目②③④の実技時間は、概ね1/2以上とします。

**2日目(合計7時間)**

時 間	項 目	所要時間	備 考
9:30～10:30	⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転 1. 適性診断の必要性 2. 適性診断結果の活用方法	60分	座学
10:30～11:30	⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 1. 交通事故の生理的・心理的要因 2. 過労運転防止のための留意点 3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 4. ヒューマンエラーを防ぐために	60分	座学
11:30～12:30	⑪ 健康管理の重要性 1. 健康起因の事故と健康管理の必要性 2. 健康管理のポイント	60分	座学
12:30～13:20	昼 食 昼食は各自ご持参ください。	50分	
13:20～15:20	④ 貨物の正しい積載方法 1. 偏荷重の危険性 2. 安全輸送のための積付け・固縛の方法 3. 荷崩れ防止のための走行中の留意点	120分	座学 実技
15:20～16:20	⑤ 過積載の危険性 1. 過積載による事故要因と社会的影響 2. 過積載による罰則 3. 過積載の防止	60分	座学
16:20～17:20	⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 1. 運転支援装置に係る事故の事例 2. 運転支援装置の性能及び留意点	60分	座学

※1 研修時は適宜休憩をはさみます。

※2 項目②③④の実技時間は、概ね1/2以上とします。

**県ト協指定【高齢運転者研修】**  
**(マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：半日間)**

時間	課目	項目	実施場所	実施内容	分
9:30 ～ 9:40		開講	教室	・免許証の確認 ・アルコールチェック ・研修目的及び研修内容説明	10
9:40 ～ 10:30	座学	認知機能検査	教室	・高齢者講習時に実施する認知機能検査を受けて頂き、加齢による記憶力の低下が無いかを診断致します。	50
10:30 ～ 11:20	座学	診断結果を踏まえた個別面談	教室	・適齢診断、認知機能検査の結果を踏まえた個別面談を行います。 (1人約10分程度)	50
11:20 ～ 12:10	実技	法規走行及び車両特性	所内コース	・交通法規・運転基本再確認と運転個癖の修正 ・車両特性の理解(内輪差・振り出し等) ・右左折時の危険性について	50
12:10 ～ 13:00	助言	ディスカッション及び座学	教室	・鹿児島県の交通事故状況を把握 ・実際の事件事例から事故防止対策を考える ・個人ワーク(今後の運転について)	50
13:00 ～ 13:10		閉講	教室	アンケート記入 総括	10

- ・運転免許証及び免許条件を忘れないようお願いします。
- ・研修時は適宜休憩をはさみます。
- ・研修は最低3名からの実施とします。定員に達しない場合は実施延期とします。

マジオドライビングスクール鹿児島校

# 県ト協指定【事故・違反者研修】 (マジオドライビングスクール鹿児島校・研修プログラム：1日間)

## 事故違反者研修プログラム (6時間)

〈 事故惹起運転者に対する特別な指導を含む研修 〉

時間	課目	項目	実施場所	実施内容	分
9:30 ～ 9:40		開 講	教 室	・研修目的及び研修内容説明 ・免許証の確認とアルコールチェック	10
9:40 ～ 10:30	座 学	カウンセリングを用いた事故振り返り	教 室	・事故時の状況やその後の反省、今後の改善対策 などカウンセリング技法を用いて実施。 事故違反者自身の気づき、自己成長に繋げる。	50
10:30 ～ 12:00	座 学	感情コントロール 及び 社会的責任	教 室	・安全運転に必要な心理的生理的知識 ・事故の及ぼす影響と社会的責任など	90
13:00 ～ 14:00	実 技	自分自身の運転弱 点と改善走行	路 上	・普段の運転行動を見直し、クセの修正や 日頃の運転を振り返る	60
14:00 ～ 15:00	座 学	法令の再確認 及び 自己啓発	教 室	・運転者が遵守すべき事項の再確認 ・個人ワーク「安全な運転に対し不足していたこと」	60
15:00 ～ 16:00	座 学	事故再発防止対策	教 室	交通事故実例の分析に基づく再発防止対策 ・交通事故実例の分析及び研究 ・車の技術とヒューマンエラーによる事故	60
16:00 ～ 16:30	座 学	閉 講	教 室	・安全運転及び事故防止決意分作成 ・アンケート記入 ・総括	30

※事故違反者研修時は、事前に会社（安全担当者様など）に事故状況などヒアリングを実施させていただきます。

※カウンセリングの状況によっては、カウンセリング時間を延長する場合があります。

- ・休憩は適宜もうけます。
- ・研修時の交通違反は自己責任となります。
- ・免許及び免許条件を忘れないようお願いします。
- ・受講後は、研修修了証・コメントなどをお渡ししますので、御社にて指導及び監督に活用及び保存下さい。

研修実施場所：鹿児島市冷水町32-1 マジオドライバースクール鹿児島校

マジオドライバースクール鹿児島校

## ドライバー等安全教育訓練等受講申込書

鹿児島県トラック協会会長 殿		申込年月日 令和 年 月 日	
研修施設 (し点を付してください。)		<input type="checkbox"/> 安全運転中央研修所	
		<input type="checkbox"/> クレフィール湖東	
		<input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー	
		<input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー-MIYUKI	
		<input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー-ONGA(2日間) <input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー-MIYUKI(2日間)	
<input type="checkbox"/> マジオドライバースクール		<input type="checkbox"/> 空港自動車学校	
※上記以外の研修施設の場合、研修施設名をご記入ください。( )			
全ト協 研修	特別研修 (3泊4日) (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	1. 特別研修 2. 一般研修 *研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名: ( )	
	研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 令和 年 月 日 ~ 月 日( )日間		
県ト協研修 (番号に○を付してください。)		1. ドライバー研修(2日間:ONGA/MIYUKI) 2. ドライバー研修(半日:マジオ/空港) 3. 初任運転者等研修 4. 高齢運転者等研修 5. 事故・違反運転者研修	
		研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 令和 年 月 日 ~ 月 日( )日間 ※研修コードは、研修日程一覧等でご確認ください(事故・違反運転者研修はコードなし)。 ※事故・違反運転者研修は、研修施設先と日程調整後、報告を行うこと。	
事業者名		支店・営業所名	
会社所在地		〒 -	
		電話番号	FAX
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者		役職	氏名
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな	生年月日 昭和・平成 年 月 日生
		氏名	乗車トン数 <input type="text"/> トン車 <small>※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入</small>
自宅住所		〒 - 電話番号(緊急連絡先)	
※初任運転者研修を申込の場合		入社年月日: 年 月 日	事業用車両の運転経験の有無: 有・無
		免許の種類:	大型・けん引・中型(8トン限定含む)・準中型・準中型(5トン限定)・普通(3.5トン未満)
		○初任診断の受診の有無: 受診済・未受診	○運転する(している)車両: [大型・中型・その他( )]
助成金交付申請額		円 ※別紙、研修日程一覧表でご確認ください。	
前泊 (助成対象外)	する・しない <small>(対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)</small>	後泊 (助成対象外)	する・しない <small>(対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)</small>
備考 送迎希望→ <input type="checkbox"/> (対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)			

- ※1. 申込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。(全ト協研修)
- ※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
- ※3. 鹿児島県トラック協会に提出してください。 ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
- ※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。
- ※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。
- ※7. その他の指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の可否は、研修施設へお問い合わせください。
- ※8. Gマーク認定事業所の場合は、Gマーク認定証(写し)を添付してください。

◆地方協会→FAX→研修施設



## ドライバー等安全教育訓練等 申込取下届

鹿児島県トラック協会会長 殿		届出年月日 令和 年 月 日	
研修施設	<input type="checkbox"/> 安全運転中央研修所		<input type="checkbox"/> クレフィール湖東
	<input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー		<input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー-MIYUKI
	<input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー-ONGA(2日間)		<input type="checkbox"/> ドライビングアカデミー-MIYUKI(2日間)
	<input type="checkbox"/> マジオドライバースクール		<input type="checkbox"/> 空港自動車学校
	※上記以外の研修施設の場合、研修施設名をご記入ください。 研修施設名( _____ )		
全ト協研修	特別研修 (3泊4日) (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	1. 特別研修    2. 一般研修 *研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名: ( _____ )	
		研修コード _____ 令和 年 月 日 ~ 月 日( 日間)	
県ト協研修	1. ドライバー研修(2日間:ONGA/MIYUKI)    2. ドライバー研修(半日:マジオ/空港)		
	3. 初任運転者等研修    4. 高齢運転者等研修    5. 事故・違反運転者研修		
	研修コード	_____	令和 年 月 日 ~ 月 日( 日間)
	※事故・違反運転者研修 令和 年 月 日		
事業者名			支店・営業所名
会社所在地	〒 _____		
	電話番号	FAX	
連絡責任者	役職	氏名	
受講者	ふりがな		
	氏名		
備考			

※1. 太線内をもれなく記入し、該当番号を○で囲んでください。

※2. 鹿児島県トラック協会に提出してください。

◆地方協会→FAX→研修施設

## 研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想（○で囲んでください。）

- A. 大変役に立った    B. 役に立った    C. どちらとも言えない  
D. あまり役に立たなかった    E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をしてください。

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた  
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった  
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いてください。

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いてください。

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足    B. 悪い    C. どちらでもない

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いてください。

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可  
ご協力ありがとうございました

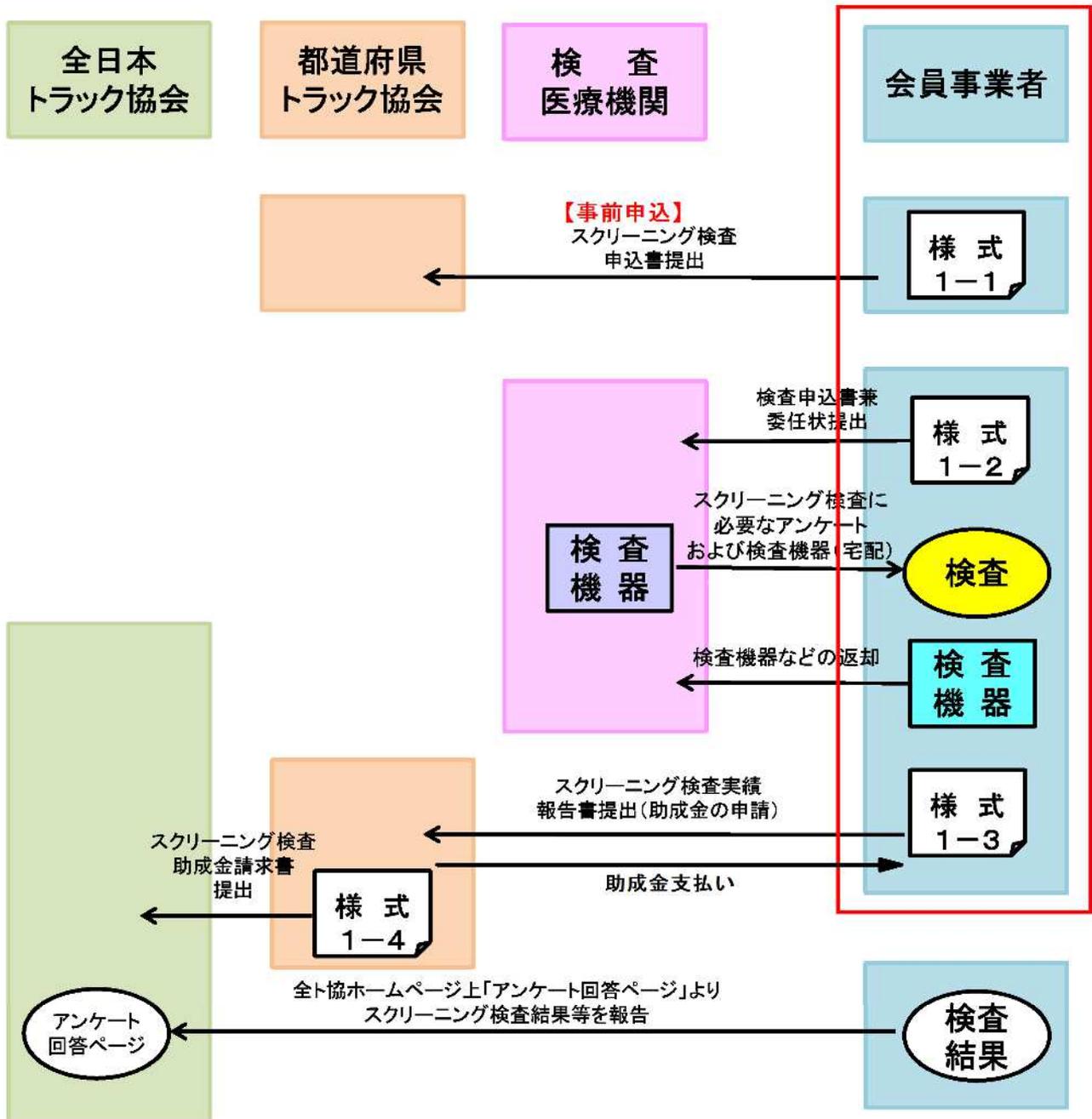
（公社）全日本トラック協会

**事前申込(精密検査を除く。)が必要です。**

助成事業名称	<b>8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金(精密検査含む。)</b>
対象検査等	<p>SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。</p> <p>(1) 第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)</p> <p>(2) 第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法による簡易スクリーニング検査)</p> <p>(3) 精密検査</p>
交付額及び条件	<p>全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の指定検査機関で行う上記(1)及び(2)の検査費用のうち、</p> <p>① 第1次検査費用については、1人あたり1,000円を上限とする。</p> <p>② 第2次検査費用については、1人あたり4,000円を上限とする。</p> <p>③ 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計検査費用の合計額1名あたり5,000円を上限とする。</p> <p>なお、上記助成対象検査(1)及び(2)の1会員あたりの助成人数は、</p> <p>(ア) 登録台数(被けん引車除く。)80台以上の場合40名までとする。 ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下、「G事業者」という。)においては、50名までとする。</p> <p>(イ) 登録台数(被けん引車除く。)40～79台の場合30名までとする。 ただし、G事業者においては、40名までとする。</p> <p>(ウ) 登録台数(被けん引車除く。)20台～39台の場合20名までとする。 ただし、G事業者においては、30名までとする。</p> <p>(エ) 登録台数(被けん引車除く。)20台未満の場合は、登録台数までとする。</p> <p>・(全ト協指定検査・医療機関名)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◆ NPO法人 睡眠健康研究所 〒156-0041 東京都世田谷区大原2-15-15 TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956 URL <a href="https://saskensa.com/trucklk/">https://saskensa.com/trucklk/</a></p> <p>◆ NPO法人 ヘルスケアネットワーク 〒536-0014 大阪府大阪市城東区鴨野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階 TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261 URL <a href="https://sas.ochis-net.jp/">https://sas.ochis-net.jp/</a></p> <p>◆ 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階 TEL 03-3359-9010 FAX 03-3356-5454 URL <a href="https://www.sas-support.or.jp/">https://www.sas-support.or.jp/</a></p> </div> <p>上記(3)については、会員が負担した検査費用(消費税を除く。)とし、1名あたり検査費用の2分の1を助成し、10,000円を上限とする。なお1会員あたり2名までとする。 ただし、G事業者においては、1会員あたり5名までとする。</p> <p>・上記(1)・(2)及び(3)の検査の助成対象者は、<u>鹿児島県内の認可営業所に在籍している運転者・荷扱手等とする。</u></p>
予算額	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>

<p>申請手続き 及び報告等 について</p>	<p>※睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成(SAS)様式を使用すること。</p> <p>助成金の交付を受けようとするときは、事前に(SAS)様式1-1のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書を当協会に、(SAS)様式1-2のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状を全ト協指定の検査・医療機関に提出しなければならない。助成金を受ける会員は、(SAS)様式1-3のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査助成金申請書を当協会に提出し、あわせて睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査結果状況等の報告を全ト協ホームページ上に設置する「アンケート回答ページ」から回答をしなければならない。</p> <p>なお、精密検査を実施し、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と睡眠時無呼吸症候群診断実施内訳書を当協会に提出し請求するものとする。</p>
<p>備 考</p>	<p>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</p> <p>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

# 書類提出～助成までの流れ



トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る  
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群 (SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒 -
電話 / FAX 番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名 _____	人
	代表者名 _____	
	住所 〒 - _____	
	電話番号 _____ 担当者名 _____	

- ※ 社会保険等加入に係る誓約書(様式3)を添付してご提出ください。
- ※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡ください。  
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合があります。

(会員事業者→検査・医療機関)

(SAS) 様式 1-2

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名		(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号	
住所	〒	—	

- 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかる一切の事務及びSASスクリーニング検査結果の受領については、上記事業者委任致します。  
また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SASが原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
  - 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報の保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
  - 私(事業者、申込者)は、SASスクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
  - 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。
- ※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器 No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日
1				令和 年 月 日
2				令和 年 月 日
3				令和 年 月 日
4				令和 年 月 日
5				令和 年 月 日

No.	機器 No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日
6				令和 年 月 日
7				令和 年 月 日
8				令和 年 月 日
9				令和 年 月 日
10				令和 年 月 日
11				令和 年 月 日
12				令和 年 月 日
13				令和 年 月 日
14				令和 年 月 日
15				令和 年 月 日
16				令和 年 月 日
17				令和 年 月 日
18				令和 年 月 日
19				令和 年 月 日
20				令和 年 月 日

(注) 県トラック協会への申請(SAS様式1-1)の提出はお済みでしょうか。  
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る  
スクリーニング検査実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

<b>受診した検査・医療機関</b> いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。	<b>1. NPO 法人睡眠健康研究所</b>  <b>2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク</b>  <b>3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</b>  <del><b>4. 地方協会指定検査・医療機関</b></del> 検査・医療機関名・代表者名 _____ 住所 〒 _____ _____ 電話番号 _____ 担当者名 _____		
	事業者名 _____ 代表者名 _____ 印 住 所 〒 _____ 電話番号 / FAX 番号 _____		
一次検査受診者数	_____ 人	二次検査受診者数	_____ 人
事前申込書【様式1-1】でご記入いただいた申込み人数		_____ 人	
事前申込書【様式1-1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。 1. 申請通りに全員受診済み 2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人) ※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座名義	_____	
	口座番号	1. 普通 2. 当座	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

## トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る スクリーニング検査結果状況等の報告・アンケートについて

- ご報告の方法について、「Google フォーム」を使用した Web アンケート方式等に移行しております。  
以下の手順により、「アンケート回答ページ」にアクセスの上、ご回答をお願いします。

### (1) スマートフォン等からご回答いただく場合

- ・以下のQRコードを読み取り、お開きください。



### (2) PCからご回答いただく場合

- ・次のURLをお開きください。

<https://forms.gle/MJiGXcM5ezt5u7CB8>

- ・または、全日本トラック協会ホームページより以下①～④の順にクリックしてお開きください。

① ページ上部「会員の皆様へ」

② ページ左部「助成制度」

③ 助成事業一覧

「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成事業」

④ ページ上部「SASスクリーニング検査助成アンケート回答ページ」

## 睡眠時無呼吸症候群実施内訳書【精密検査実施分】

整理 番号	支 店 営業所名	受診日及び受診医療機関名		受診人数 (名)	助成請求額
		受 診 日	医療機関名		
1		令和    年    月    日			
2		令和    年    月    日			
3		令和    年    月    日			
4		令和    年    月    日			
<b>合 計</b>					

上記検査を受診した者は、運転者・荷扱手であることを証明いたします。

令和    年    月    日

住 所

会 社 名

代表者名

Ⓜ

助成事業名称	<b>9-1 健康診断助成金(定期健康診断)</b>																						
対象診断等	<p>(1)定期健康診断(労働安全衛生法第66条同規則第44条に基づく健康診断) (なお、特定業務従事者の2回目の診断は助成対象外とする。)</p> <p><b>診断項目</b></p> <table border="1" data-bbox="443 322 1257 663"> <tr><td>1</td><td>既往歴及び業務歴の調査</td></tr> <tr><td>2</td><td>自覚症状及び他覚症状の有無の検査</td></tr> <tr><td>3</td><td>身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査</td></tr> <tr><td>4</td><td>胸部エックス線検査(★)及び喫煙検査(★)</td></tr> <tr><td>5</td><td>血圧の測定</td></tr> <tr><td>6</td><td>貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)</td></tr> <tr><td>7</td><td>肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)</td></tr> <tr><td>8</td><td>血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)</td></tr> <tr><td>9</td><td>血糖検査(★)</td></tr> <tr><td>10</td><td>尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)</td></tr> <tr><td>11</td><td>心電図検査(★)</td></tr> </table>  <p>*労働安全衛生法第66条(健康診断)</p> <p>事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>*労働安全衛生法規則第44条(一部抜粋)(定期健康診断)</p> <p>事業者は、常時使用する労働者(第45条第1項に規定する労働者を除く。)に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。</p>	1	既往歴及び業務歴の調査	2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査	4	胸部エックス線検査(★)及び喫煙検査(★)	5	血圧の測定	6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)	7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)	8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)	9	血糖検査(★)	10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	11	心電図検査(★)
1	既往歴及び業務歴の調査																						
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査																						
3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査																						
4	胸部エックス線検査(★)及び喫煙検査(★)																						
5	血圧の測定																						
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)																						
7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)																						
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)																						
9	血糖検査(★)																						
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)																						
11	心電図検査(★)																						
交付額及び条件	<p>会員が実施する定期健康診断の受診者かつ鹿児島県内の認可営業所に在籍している常時選任運転者とし、1人あたり1,500円を上限(年度に1回のみ対象)とする。</p> <p>なお、受診費用については、消費税を除く。</p> <p>ただし、1会員あたりの助成人数については、</p> <p>(ア)登録台数(被けん引車除く。)80台以上の場合40名までとする。</p> <p>(イ)登録台数(被けん引車除く。)50台～79台の場合30名までとする。</p> <p>(ウ)登録台数(被けん引車除く。)15～49台の場合15名までとする。</p> <p>(エ)登録台数(被けん引車除く。)15台未満の場合は、登録台数までとする。</p> <p>なお、添付書類の医療機関発行の請求書(写)・領収証(写)については、診断の種類、受診者数の明記を必要とする。</p> <p>注)定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。</p>																						
予算額	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>																						
処分の禁止等																							
備考	<p><b>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</b></p> <p>健康診断を実施し助成金の交付を受けようとするときは、様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書(健康診断)及び受診者名簿一覧を当協会に提出し請求するものとする。</p>																						

## 健康診断助成【定期健康診断】

支店 営業所名	実施日及び受診医療機関名			受診人数 (名)	助成請求額
	日	時	医療機関名		
	令和 年 月 日				
	令和 年 月 日				
	令和 年 月 日				
	令和 年 月 日				
	令和 年 月 日				
合計					

### 受診者名簿一覧

- 受診者数 名
- ・ア 登録台数80台以上(被けん引除く。)1会員 40名まで
  - ・イ 登録台数50～79台(被けん引除く。)1会員 30名まで
  - ・ウ 登録台数15～49台(被けん引除く。)1会員 15名まで
  - ・エ 登録台数15台未満(被けん引除く。)1会員 登録台数まで

No.	受診者名	年齢	No.	受診者名	年齢	No.	受診者名	年齢
1			15			29		
2			16			30		
3			17			31		
4			18			32		
5			19			33		
6			20			34		
7			21			35		
8			22			36		
9			23			37		
10			24			38		
11			25			39		
12			26			40		
13			27					
14			28					

上記は、「常時選任運転者」であり、労働安全衛生法(安衛則第44条)に基づく定期健康診断を受診した者であることを証明いたします。

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

(印)

助成事業名称	<b>9-2 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金(脳及び心臓ドック、てんかん検査)</b>
対象検査等	医療機関等が実施する下記の(1)から(3)に掲げる検査とする。 (1) 脳ドック検査(脳 MRI 健診含む。) ① 脳内出血 ② くも膜下出血 ③ 脳梗塞 ④ 一過性脳虚血発作などの検査 (2) 心臓ドック検査 ① 心筋梗塞 ② 狭心症 ③ 不整脈 ④ 弁膜症 ⑤ 心不全 ⑥ 解離性大動脈瘤などの検査 (3) てんかん検査 覚醒時及び睡眠時の脳波や血液、尿などの検査
交付額及び条件	<u>上記(1)～(3)の検査の受診者は、鹿児島県内の認可営業所に在籍している運転者・荷扱手等とし、</u> (1)～(2)については、会員が負担した検査費用(消費税を除く。)とし、受診者1名あたり検査費用の2分の1を助成し、10,000円を上限とする。(千円未満切り捨て) (3)については、会員が負担した検査費用(消費税を除く。)とし、受診者1名あたり検査費用の2分の1を助成し、5,000円を上限とする。(千円未満切り捨て) ただし、(1)～(3)あわせて1会員あたり2名までとする。ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下、「G事業者」という。)においては、1会員あたり5名までとする。 注) (1)～(3)については、定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	対象検査を実施し助成金の交付を受けようとするときは、突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書(脳・心臓ドック及びてんかん検査)を当協会に提出し請求するものとする。 なお、添付書類の医療機関発行の請求書(写)・領収証(写)については、診断の種類、受診者数の明記を必要とする。 ・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

<脳ドックと脳MRI健診の主な検査項目>



参照：自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドラインから抜粋  
(平成30年2月23日 国土交通省自動車局策定)

## 突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書【脳・心臓ドッグ及びてんかん検査】

整理 番号	支 店 営業所名	受診日及び受診医療機関名・受診者名			助成請求額
		受 診 日	医療機関名 受診者名	受診人数 (名)	
1		令和      年      月      日			
2		令和      年      月      日			
合 計					

上記検査を受診した者は、運転者・荷扱手であることを証明いたします。

令和      年      月      日

住 所

会 社 名

代表者名

Ⓜ

助成事業名称	<b>11 適性診断受診助成金</b>
対象機器等	<p>当協会が助成対象機関として認定した実施機関が定める適性診断業務実施規程に従って実施される次の(1)～(3)の診断とする。</p> <p>(1) 一般診断 (2) 初任診断 (3) 適齢診断</p> <hr/> <p>助成対象機関とは、国土交通省より認定を受けた(ア)～(オ)の実施機関とする。</p> <p>(ア) 独立行政法人自動車事故対策機構 (イ) 株式会社マジオネット(マジオドライバースクール鹿児島校) (ウ) 有限会社串木野自動車教習所 (エ) 株式会社みゆき学園 (オ) 南九州交通共済協同組合</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)～(3)の診断について、鹿児島県内の認可営業所に在籍している従業員が受診した場合、各診断手数料のうち、1名あたり1,200円を助成する。</p> <p>なお、診断手数料を当協会から助成対象機関との覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。</p> <p>ただし、一般診断については、1会員あたりの助成人数は登録台数の1.2倍までを上限とする。</p> <p>また、上記(1)～(3)について、各診断あわせて1名あたり年度に1回までとする。</p> <p>注)定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	<p><b>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</b></p> <p>(参考)各適性診断料</p> <p>・初任診断 4,800円 ・適齢診断 4,800円 ・一般診断 2,400円</p>

助成事業名称	<b>12 運転経歴証明書申請助成金</b>
対象機器等	自動車安全運転センター鹿児島県事務所が発行する次の証明書を対象とする。 (1)運転記録証明書(5年、3年)
交付額及び条件	鹿児島県内の認可営業所に在籍している従業員の運転記録証明書を取得するための発行手数料の全額(1名あたり670円)を助成する。 ただし、1会員あたりの助成人数は登録台数の1.2倍までを上限とし、1名あたり1回までとする。 なお、発行手数料を当協会から自動車安全運転センターとの覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。 注)定款第5条(1)普通会員の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	<b>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</b> なお、運転経歴証明書については、従業員の個人情報(氏名、生年月日等)を記載されておりますので、証明を取得するは、あらかじめ事業所(営業所)内の当該従業員に同意を得て申請を行ってください。

助成事業名称	<b>13 運行管理者等一般講習受講助成金</b>
対象講習等	当協会が助成対象機関として認定した実施機関が行う運行管理者等一般講習(2年に1回の受講義務)とする。 助成対象機関としては、国土交通省の認定を受けた(1)~(6)の実施機関とする。 (1) 独立行政法人自動車事故対策機構 (2) 株式会社マジオネット(マジオドライバースクール鹿児島校) (3) 有限会社串木野自動車教習所 (4) 株式会社みゆき学園 (5) 南九州日野自動車株式会社 (6) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社鹿児島支店
交付額及び条件	上記(1)から(6)の助成対象機関が行う講習を鹿児島県内の認可営業所に在籍する管理者等が受講した場合に、受講料の全額(1人あたり3,200円)を助成する。 なお、受講料については、当協会から助成対象機関との覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。 注)定款第5条(1)普通会員の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	

**事前申込が必要**

助成事業名称	<p><b>16 環境対応車導入促進助成金</b></p>
助成対象車両	<p>「環境対応車」とは、車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、以下に該当する自動車のうち、全日本トラック協会が別表に示す自動車とする。</p> <p>(1) 天然ガス自動車(新車新規登録自動車に限る。)</p> <p>(2) ハイブリッド自動車(新車新規登録自動車に限る。)</p> <p>(3) 電気自動車(新車新規登録自動車に限る。)</p> <p>(4) 燃料電池自動車(新車新規登録自動車に限る。)</p>
交付額及び条件	<p>助成金の交付額は別表(環境対応車助成額一覧)のとおりとする。</p> <p>鹿児島県内の認可営業所において登録する貨物自動車とし、1会員あたり2台までとする。</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり5台を上限とする。</p> <p>また、助成対象車両(3)及び(4)については、リースの場合は車両の使用者に、買取りの場合は車両の所有者に対して下記の条件を付す。</p> <p>・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)の事業者であること。</p>
予算額	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった車両が新車新規登録の日付(以下「事業完了日」という。)から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、都道府県をまたぐ「使用本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年</p> <p>(2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年</p>
備考	<p><b>【申請手続き及び報告等について】</b></p> <p>※環境対応車導入促進助成様式を用いて申請すること。</p> <p>助成を受けようとするときは、当協会に対し、令和6年4月3日より令和7年1月31日までに環境対応車導入促進助成金交付申請書(複写式)により事前申請するものとする。</p> <p>ただし、<u>4月～6月の登録車両に限り事業完了日以降の交付申請を認めることとし、その受付期限は7月31日までとする。</u></p> <p>上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。</p> <p>助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに登録を完了し、支払い又はリース契約の手続きが終了するものでなければならない。</p> <p>会員は、環境対応車導入事業が完了したときは、当協会に対し、(環導)様式1-1又は1-2の環境対応車導入促進助成事業実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>当該車両がリースによる導入の場合は会員のリース契約先に対して、買取りによる導入の場合は会員に対して、それぞれ助成金を交付する。</p>

	<p>交付決定後、申請内容を変更するときは、会員は、(環導)様式1-3の環境対応車導入促進助成金交付申請変更届書を当協会に提出しなければならない。</p> <p>交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員は速やかに(環導)様式1-4の環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>
--	--

助成対象車両および助成金交付額

助成対象車両		助成金交付額 【全ト協】 (定額)		助成金交付額 【県ト協】 (定額)	
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスをを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	車両総重量 12トン超	100万円		
		最大積載量 4トン以上	45.9万円		10万円
		最大積載量 4トン未満	12.2万円		10万円
ハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車ですべて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの	車両総重量 12トン超	60万円		
		最大積載量 4トン以上	33.5万円		9.6万円
		最大積載量 4トン未満	9.7万円		9.6万円
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車です、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの	車両総重量 2.5トン超	30万円		
燃料電池自動車	圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの	最大積載量 4トン未満	30万円		

以上

【参考】助成対象車両型式一覧

参考車両型式

令和6年7月現在

【天然ガス自動車（新車）】実施要領3(1)関係

メーカー（五十音順）		最大積載量		車両総重量
		4トン未満	4トン以上 <sup>注1</sup>	12トン超
いすゞ自動車 <sup>注1</sup>	【車名】	【エルフ】	【 】	【ギガ】
	型式	-	-	-

注1：令和6年7月現在、対応車両なし／新型など情報発表され次第追加

【ハイブリッド自動車（新車）】実施要領3(2)関係

メーカー（五十音順）		最大積載量		車両総重量
		4トン未満	4トン以上 <sup>注1</sup>	12トン超
いすゞ自動車 <sup>注1</sup>	【車名】	【エルフ】	【 】	【 】
	型式	-	-	-
トヨタ自動車	【車名】	【ダイナ/トヨエース】	【 】	【 】
	型式	2SG-XKC6** 2SG-XKU6** 2SG-XKU6**A 2SG-XKU7** 2QG-XKU7**	-	-
日野自動車	【車名】	【デュトロ】	【 】	【プロフィア】
	型式	2SG-XK****M 2SG-XK****X 2QG-XK****M	-	2NG-FR1AHH 2NG-FR1AHS 2NG-FW1AHH 2NG-FW1AHS

注1：令和6年7月現在、対応車両なし／新型など情報発表され次第追加

**【参考】助成対象車両型式一覧**

**【電気自動車（新車）】実施要領3(3)関係**

メーカー（五十音順）		最大積載量	
		4トン未満 <sup>注1</sup>	4トン以上 <sup>注2</sup>
いすゞ自動車	【車名】	【エルフEV】	【 】
	型式	ZAB-N*R48AF ZAB-N*R48AM	-
日野自動車	【車名】	【デュトロZEV】	【 】
	型式	ZAB-XED100V ZAB-XED100	-
三菱ふそう トラック・バス	【車名】	【キャンター】	【 】
	型式	ZAB-FE*** 2PG-FEBS0改 2RG-FEB80改	-

注1：令和5年度の「商用車の電動化促進事業」において事前登録された型式。

注2：令和6年7月現在、対応車両なし

**【燃料電池自動車（新車）】実施要領3(4)関係**

メーカー（五十音順）		最大積載量	
		4トン未満 <sup>注1</sup>	4トン以上 <sup>注2</sup>
いすゞ自動車	型式	2RG-NPR88AN改	-
トヨタ自動車	型式	2RG-NPR88AN改	-

注1：令和5年度の「商用車の電動化促進事業」において事前登録された型式。

注2：令和6年7月現在、対応車両なし



環境対応車導入促進助成事業実績報告書（買取り）  
(助成金交付請求書)

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊞

助成事業に関する規程第6条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

1. 確認番号:
2. 事業所の名称:
3. 対象車両:(1)種別(自動車)  
(2)台数 台
4. 車両登録日: 令和 年 月 日
5. 車両登録番号: 鹿児島
6. 助成金支払い請求額: 円
7. 振込先銀行口座:

※1. 車両が2台以上の場合は、項目1.～6.までの内訳を別紙「環境対応車導入促進助成事業実績報告内訳書（買取り導入分）」に記載し、本実績報告書に添付する。

※2. 添付書類

- (1) 導入した環境対応車の「自動車検査記録事項」を出力したもの（紙）の写し等
- (2) 車両代金支払いに係る領収書等の写し
- (3) (電気自動車及び燃料電池自動車の場合) 車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

令和 年 月 日

## 環境対応車導入促進助成金請求書(リース)

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

(リース事業者)名 称

住 所

代表者氏名

印

標記助成金について、下記の通り請求します。

記

請求金額 金 円

## ○ 請求内容

(1) 導入事業者名	
(2) 確認番号(トラック協会番号)	
(3) 登録年月日及びリース期間	年 月 日( ヶ月)
(4) メーカー・車名(通称名)	
(5) 車種クラス 注	小・中・大
(6) 登録番号	鹿児島

注 小:最大積載量4トン未満/中:最大積載量4トン以上/大:車両総重量12トン超

## ○ 振込先銀行口座

・口座名義人(住所) (名称)	
・振込先金融機関	銀行 支店
・預金種別	普通・当座
・口座番号	
・担当者連絡先(リース事業者) (所属等・氏名) (電話・FAX)	TEL FAX

- ※1. 添付書類 (1) 「自動車検査記録事項」を出力したもの(紙)の写し等  
(2) リース契約書(写)  
(3) (電気自動車及び燃料電池自動車の場合)車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し  
(4) その他当協会が求める書類

※2. 車両1台ごとに作成すること。

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊟

## 環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書

令和 年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り変更することとしたので、届け出ます。

記

1. 確 認 番 号 :
2. 事 業 所 の 名 称 :
3. 変 更 内 容 ( 理 由 ) :

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊞

## 環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り取り下げることにしたので、届け出ます。

記

1. 確 認 番 号 :

2. 事 業 所 の 名 称 :

3. 対象車両 (1) 種別 ( 自動車)

(2) 車名及び車種

(3) 型式

(4) 台数 台

助成事業名称	17 EMS用機器(デジタコ)導入促進助成金
対象機器等	<p>助成対象機器は、当該年度に事業用自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く。)次に掲げる機器とする。</p> <p>(1) 全日本トラック協会が選定したEMS用機器一覧で示すエコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)の機器に対しては、1台あたり12,000円を上限とする。</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、15,000円を上限とする。</p> <p>なお、1会員あたりの助成台数については、5台を上限とする。</p> <p>当該機器が「ドライブレコーダ機器導入促進助成」の対象機器にも該当する場合は、助成金は交付しない。</p> <p>ただし、当該機器が道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計である場合にはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。</li> <li>・国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。</li> </ul> <p>(参考書式1;誓約書を添付すること。)</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。</li> <li>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</li> </ul> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

## EMS用機器(デジタコ)導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	導入機器		台数 (台)	助成請求額	装着年月
		メーカー名	機器名・型式			
1						令和    年    月
2						令和    年    月
3						令和    年    月
4						令和    年    月
5						令和    年    月
<b>合 計</b>						

### 機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	<b>18 アイドリングストップ支援機器導入助成金</b>
対象機器等	<p>助成対象機器は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く。)トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で次の(1)から(4)に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアヒーター</p> <p>(2) 車載バッテリー式冷房装置</p> <p>なお、(1)及び(2)の機器は、全日本トラック協会が選定したアイドリングストップ支援機器一覧で示すものとする。</p> <p>(3) 蓄冷式クーラー</p> <p>(4) 電気式の毛布、マット又はベッド</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)及び(2)については、機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1以内の額とし、1台あたり60,000円を上限とする。</p> <p>なお、1会員あたり1台とする。</p> <p>ただし、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者(以下「G事業者」という。)においては、1会員あたり2台を上限とする。</p> <p>上記(3)については、機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1以内とし、1台あたり16,000円を上限とする。</p> <p>ただし、G事業者においては、20,000円を上限とする。</p> <p>なお、1会員あたり2台を上限とする。</p> <p>上記(4)については、機器の取得価格(消費税を除く。)の2分の1以内とし、1枚あたり4,000円を上限とする。</p> <p>ただし、G事業者においては、5,000円を上限とする。</p> <p>なお、1会員あたり登録台数の30%以内とし、10枚を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(1)から(4)については、鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。</li> <li>・上記(1)～(4)については、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。(参考書式1;誓約書を添付すること)</li> </ul>
予算額	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年(ただし、(1)及び(2)については、6年)を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<p><b>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</b></p> <p>・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。</p> <p>・G事業者については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

## アイドリングストップ支援機器導入内訳書【全ト協助成対象機器】

整理番号	支店 営業所名	区分 (該当する方へ○)	導入機器 (機器名・型式)	機器単価 (税別)	台数 (台)	助成請求額	装着年月
1		クーラー ヒーター					令和    年    月
2		クーラー ヒーター					令和    年    月
<b>合 計</b>							

機器取付(装着)車両番号	
1	鹿児島
2	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

## アイドリングストップ支援機器導入内訳書【県ト協助成対象機器】

整理番号	支店 営業所名	区分 (該当する方へ○)	メーカー名 機器名・型式	機器単価 (税別)	台数 (台)	助成請求額	装着年月
1		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和    年    月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
2		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和    年    月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
3		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和    年    月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
4		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和    年    月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
5		蓄冷C・毛布	(メーカー名)				令和    年    月
		マット(ベッド)	(機器名・型式)				
<b>合 計</b>							

※蓄冷Cとは、蓄冷式クーラーをいう。

※毛布・マット(ベッド)とは、電気式毛布、マットまたはベッドをいう。

### 機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または「自動車検査証」(写)または電子化された自動車検査証にあっては「自動車検査証記録事項」を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	<b>19 エコタイヤ導入促進助成金</b>
対象機器等	<p>助成対象は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品を除く。)次に掲げるタイヤとする。</p> <p>(1) 転がり抵抗を20%程度低減するタイヤで、タイヤメーカーにおいて「エコタイヤ」と定めたもの</p>
交付額及び条件	<p>1本あたり1,000円を助成する。</p> <p>なお、1会員あたり50本を上限とする。</p> <p>・鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したものに限る。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	

## エコタイヤ導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	メーカー名	本数 (本)	助成請求額	装着年月	装 着 車両番号
		製品名・型式				
1		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
2		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
3		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
4		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
5		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
6		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
7		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
8		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
9		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
10		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
11		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
12		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
13		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
14		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
15		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
16		(メーカー名)			令和    年    月	鹿児島
		(製品名・型式)				
<b>合 計</b>						

助成事業名称	<b>20 グリーン経営認証制度促進助成金</b>
対象機器等	認証機関として公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が行うグリーン経営認証制度の新規登録又は更新登録とする。
交付額及び条件	グリーン経営認証制度の新規登録又は更新登録に要した費用のうち、新規登録30,000円、更新登録20,000円を助成する。 ただし、助成金の交付は、1会員につき1事業所とし、鹿児島県内の認可営業所で新規登録又は更新登録したものでなければならない。 なお、新規登録の場合は初回登録日、更新登録の場合は更新登録日が当該年度に属する日でなければならないものとする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	

## グリーン経営認証制度内訳書

支店 営業所	区分 (該当する方へ○)	登録番号	助成請求額	登録年月日
	新規 ・ 更新	T-		令和 年 月 日

助成事業名称	<b>21 自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金(全ト協)</b>
対象機器等	<p>会員事業者(定款第5条(1)普通会員の(ア)又は、左記会員事業者の株式を50%超保有する持株会社を含む。ただし、対象になる施設は、当該持株会社傘下の会員事業者が使用するものに限る。)が鹿児島県内に指定数量(1,000 リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替</p>
交付額及び条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽油供給施設の新設 100万円</li> <li>・ 軽油タンクの増設 30万円</li> </ul> <p>ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際は、1件当りの助成金額を減額する場合がある。</p> <p>○公募期間 令和6年8月1日～令和6年10月31日</p> <p>予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。</p> <p><b>※新設・増設の考え方</b></p> <p>原則、消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により、以下のとおり判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「設置許可書」：新設      ・ 「変更許可書」：増設</li> </ul> <p>ただし、「変更許可書」の変更理由が、設置場所住所、容量等タンクの増設に係る変更ではない場合は、新規と見做す場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、令和6年4月1日～令和7年2月28日までに消防（市町村等又は消防組合等）より危険物取扱所等の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了（支払い完了には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結及び検収」を含む。）ものとする。</li> <li>・ 交付申請は、年度内1施設限りとする。</li> <li>・ 過去（平成20年～26年度、平成28～令和5年度）に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者等は、助成対象外とする。</li> <li>・ 災害等の緊急時に当協会より優先的な軽油の供給要請があった場合に対応可能な会員を対象とする。</li> </ul> <p>また、次に掲げたものについては、本助成事業の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設</li> <li>（2）転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設</li> <li>（3）既存の軽油専用タンクの修復及び補強</li> <li>（4）中古品またはリースによる軽油専用タンクの新設</li> <li>（5）（新設の場合）貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合</li> <li>（6）（増設の場合）軽油の貯蔵量が増加しない場合</li> </ul> <p>注：全日本トラック協会の定める「自家用燃料供給施設整備支援助成金交付要綱」により助成要件等が変わる場合がある。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。

処分の禁止等	<p>助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保を禁止する。</p> <p>処分の禁止に該当した場合は、助成金を全額返戻しなければならない。</p>
備 考	<p>【申請手続き及び実績報告等について】</p> <p>※自家用燃料供給施設整備支援助成事業の申請については、別途、全日本トラック協会が定める様式を用いること。自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>ただし、提出期限は、令和7年2月28日までとする。</p>

**事前申込が必要**

助成事業名称	<b>22 中小企業大学校講座受講促進助成金</b>
対象研修等	<p>○対象機関</p> <p>国の人材養成機関である中小企業大学校9校及びWEBee Campus(Web講座)(別表)対象講座は中小企業大学校の各校(WEBee Campus含む)が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座</p> <p>(2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座</p> <p>(3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座</p> <p>(4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座</p> <p>(5) 情報化、システム構築に関する講座</p> <p>(6) その他物流事業に関する講座</p> <p>○受講対象者</p> <p>会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。</p>
交付額及び条件	<p>○短期講座…受講料の2/3</p> <p>○長期講座…受講料の1/3(全ト協分のみ)</p> <p>※Web研修含む(中小企業大学校のインターネットを活用した研修)</p> <p>・国、自治体、他団体から受講料の3分の1以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(3分の1)助成する。</p> <p>ただし、当協会以外からの助成金の合計が、受講料の3分の2を超える場合、助成金は交付しない。</p> <p>・1会員からの複数の申込みも妨げない。ただし、申込が多い場合は人数を調整する。</p> <p>なお、定款第5条(1)普通会員の(イ)にあつては、1名とする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	<p><b>【申請手続き及び報告等について】</b></p> <p>※中小企業大学校等講座受講促進に係る様式を用いること。</p> <p>受講を希望する会員は、中小企業大学校へ空き状況を確認後、(中企)様式1-1の「受講申請通知書」により各講座の原則20日前までに当協会へ届け出ること。</p> <p>当協会は、「受講申請通知書」の届け出があつたときは予算の範囲内であることを確認の上、速やかに会員に(中企)様式1-2「受講承認通知書」により通知する。</p> <p>会員は、当協会からの受講承認の通知があつた時は、受講しようとする学校へWEBにより申し込みをし、所定の受講料(全額)を直接納入すること。</p> <p>会員は、受講者が所定期間を受講し、「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに(中企)様式1-3「受講修了通知書」を当協会へ提出すること。</p>

## 中小企業大学校講座受講促進助成金対象先一覧

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道朝旭川市緑が丘 3 条 2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉台区落合 4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原 570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘 2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町 79	0561-48-3400
関西校	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 17 階	06-6530-0029
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町 1-21-5	082-278-4955
九州校	812-0024	福岡県福岡市博多区網場町 2-1 博多 FD ビジネスセンター 3 階	092-263-1554
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1	0966-23-6800
WEBee Campus		Web 講座	

令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
電話番号

印

### 受 講 申 請 通 知 書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

#### 記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (歳)
5. 所属部課名・役職名
6. 対象講座受講料 \_\_\_\_\_ 円
7. トラック協会以外からの受講料助成金 ① 有り・無し  
② 機関名 \_\_\_\_\_  
③ \_\_\_\_\_ 円

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

令和 年 月 日

(会社名)

(代表者名)

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会  
会 長

### 受 講 承 認 通 知 書

令和 年 月 日通知のあった下記の中小企業大学校の講座受講については承認しましたので  
通知いたします。

#### 記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受 講 者 氏 名 ( 歳 )
5. 所 属 部 課 名 ・ 役 職 名

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

会社名

代表者名

⑨

電話番号

法人番号

### 受講修了通知書

令和 年 月 日で受講を承認いただいた下記の者について、中小企業大学校の所定の講座の受講を修了しました。つきましては助成事業に関する規程第6条に基づき通知いたします。

#### 記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (年齢)
5. 所属部課名・役 職 名
6. 対 象 講 座 受 講 料 \_\_\_\_\_ 円
7. トラック協会以外からの受講料助成金 ① 有り・無し  
② 機関名 \_\_\_\_\_  
③ \_\_\_\_\_ 円
8. 振 込 先 口 座  
・(金融機関・支店名) \_\_\_\_\_  
・(預金種別・口座番号) 普通・当座 \_\_\_\_\_  
・(口座名義) \_\_\_\_\_

※添付書類 「受講修了証書」(写)及び「振込金受取書」等(写)及び中小企業大学校アンケート(写)

助成事業名	添付書類										
	実績報告 交付請求書 (様式1)	内訳書	誓約書 (様式3)		請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書(写)	Gマーク 認定証 (写)	装着 証明書	車検証 (写)	別途、提出書類
			上部 (社保加入)	下部 (機器購入)	型式・取得 価格等の記載						
1 安全装置等導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	・トルクレンチ パンフレット等
2 ドライブレコーダ機器 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
3 アルコール検知器増強 導入促進助成金	●	●	●		●	●	○	○			
4 適性診断機器導入助成金	●	●	●		●	●		○			・ナスバネット 契約書(写)等
5 飛散防止シート等導入助成金	●	●	●		●	●		○		△	・助成対象品を取り 付けた車両の写真
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニ ング検査等助成金(精密検査)	●	●	●		●	●		○			
9-1 健康診断助成金 (定期健康診断)	●	●	●		●	●					・受診者名簿
9-2 脳ドック・心臓ドック 検査	●	●	●		●	●		○			・脳ドック/心臓ドック 検査の受診を証明する もの
17 EMS用機器(デジタコ) 導入促進助成金	●	●	●	●	●	●	○	○	●	△	
18 アイドリングストップ支援 機器導入助成金	●	●	●	●	●	●		○	●	△	
19 エコタイヤ導入促進助成金	●	●	●		●	●				△	
20 グリーン経営認証制度 促進助成金	●	●	●		●	●					・グリーン経営認証 登録証(写)
7 運転免許取得・受験資格 特例教習受講助成金	別途、要綱でご確認ください。										
10 血圧計導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
14 自動点呼機器導入促進助成金	別途、要綱でご確認ください。										
15 「働きやすい職場認証制度」 認証取得助成金	別途、要綱でご確認ください。										
23 信用保証料助成金	別途、要綱でご確認ください。										

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

助成事業名		添付書類								
		実績報告 交付請求書 (様式1)	事前 申込書	誓約書 (様式3)	請求書 (写)	領収証 (写)	リース 契約書 (写)	Gマーク 認定証 (写)	車検証 (写)	別途、必要書類
6 安全運転研修助成金 (安全・初任・高齢及び 事故違反者) ※オンライン研修を除く。	事前		ド研 様式 1-1					○		
	【報告】	● 及び ド研 様式 1-2		●		●				・研修了証(写) ・(全ト協研修) ○研修参加報告書 ・(高齢運転者研修) ○適齢診断受診結果表
8 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング 検査等助成金 (SAS)	事前		SAS 様式 1-1	●				○		
	【報告】	SAS 様式 1-3			●	●				・受診者検査明細書 ・実施後、 WEB報告アンケート回答
16 環境対応車導入促進助成金	事前		交付申請書 (複写式)	●				○		・交付申請書については、 お問い合わせください
	【報告】	環導様式1-1 又は 環導様式1-2			●	●	○		●	
21 自家用燃料供給施設整備支援 助成事業	事前	必要書類については、お問合せください。								
	【報告】	必要書類については、お問合せください。								
22 中小企業大学校講座受講促進 助成金	事前		中企 様式 1-1	●						
	【報告】	中企 様式 1-3				●				・研修了証(写) ・研修アンケート(写)

●：必須 ○：該当する場合 △：必要に応じて添付

なお、上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。